

ご負担いただく費用について

- 生命保険は預貯金などとは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金、保険金、年金などのお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用などにあてられます。これらの費用は、保険種類、契約年齢、性別、経過年数などによって異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

生命保険募集人について

- メディケア生命の生命保険募集人（メディケア生命の募集代理店を含む）は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをされる場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- この商品は、みずほ銀行を募集代理店とするメディケア生命の商品であり、ご契約の主体はお客さまとメディケア生命になります。
- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金、投資信託、金融債とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません（預金保険法第53条に規定する保険金のお支払いの対象ではありません）。また、元本の保証はありません。
- この商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況などによっては、この商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となることがあります。したがって、保険料の借入を前提としてこの商品をお申し込みいただくことはできません。
- ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり」「約款」「保険設計書」をご覧くださいとともに、販売資格を持つみずほ銀行の募集人にご相談ください。

お問合せ先・相談窓口

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

<https://www.medicarelife.com/>

メディケア生命ホームページでは住所・電話番号の変更などの各種手続きができます。



〔募集代理店〕

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日のご利用いただけません。

〔引受保険会社〕



メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ

〒135-0033

東京都江東区深川1-11-12

（メディケア生命コールセンター）

 **0120-315056**

<https://www.medicarelife.com/>

25048939(2025.4.1)

M36B0A2D25-V1-0001000

2025年4月版

メディケア生命

医療保険

2025年4月版

日本初！

がんをはじめとする**3疾病**または
9疾病のおくすり治療に備える保険



©MCL/ADK

* 日本初！：生命保険協会加盟の生命保険会社に取り扱う商品の中で「複数疾病に対する薬剤治療を主たる保障対象とする主契約」について メディケア生命調べ（2019年3月調査）

**契約概要／注意喚起情報
兼 商品パンフレット**

「ご契約のしおり」「約款」については 58 ページをご確認ください。

- ①お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」および特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載していますので、ご契約前に必ずお読みください。
- ②主な免責事項など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分が重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

〔募集代理店〕

MIZUHO

みずほ銀行

〔引受保険会社〕

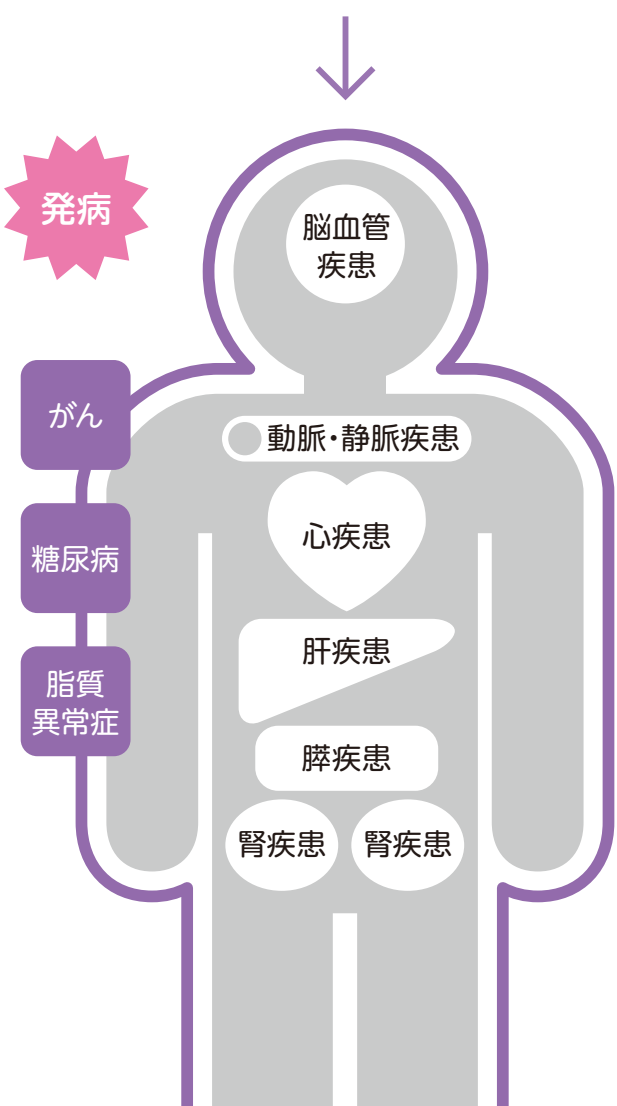


メディケア生命
住友生命グループ

時代が変われば治療が変わる。治療が変われば保険も変わる。 薬剤治療は従来の医療保険(入院・手術を保障)ではカバーしきれませんでした。

⚠ この商品パンフレットに記載の医学的な情報については2025年2月現在の情報にもとづいています。また、記載の内容は必ずしもすべての病気・ケガにあてはまるわけではありません。症状等によっては、検査や手術、通院等を行わないこともあります。個々の治療・診断等については、医療機関にご相談ください。

- さまざまな要因が病気につながります。



病気の経過は人それぞれ

例えば9疾病で以下のような治療を

通院のみ ケース A

体調が悪くなり通院。検査を受けるも入院・手術はせず、通院しながら薬剤治療を受けられた場合。

通院 + 入院・手術 ケース B

体調が悪くなり薬剤治療のため通院。その後入院・手術するも、早期に退院。退院後は通院しながら薬剤治療を受けられた場合。

入院・手術 ケース C

体調が悪くなり入院・手術。入院中に薬剤治療を受けられた場合。

それぞれですが、薬剤治療はさまざまな状況で行われます。

受けた場合



入院・手術を伴わないため、薬剤治療は従来の医療保険では給付金を受け取ることはできません。



入院日数に応じて入院時の給付金、受けた手術の内容に応じて手術時の給付金を受け取ることができますが、薬剤治療は従来の医療保険ではカバーしきれません。



入院日数に応じて入院時の給付金、受けた手術の内容に応じて手術時の給付金を受け取ることができますが、薬剤治療は従来の医療保険ではカバーしきれません。

通院による薬剤治療にカバーしきれないため、なっています。

については、従来の入院・手術保障をメインとした医療保険では医療保険だけでは病気のリスクに備えられているとは言えなく

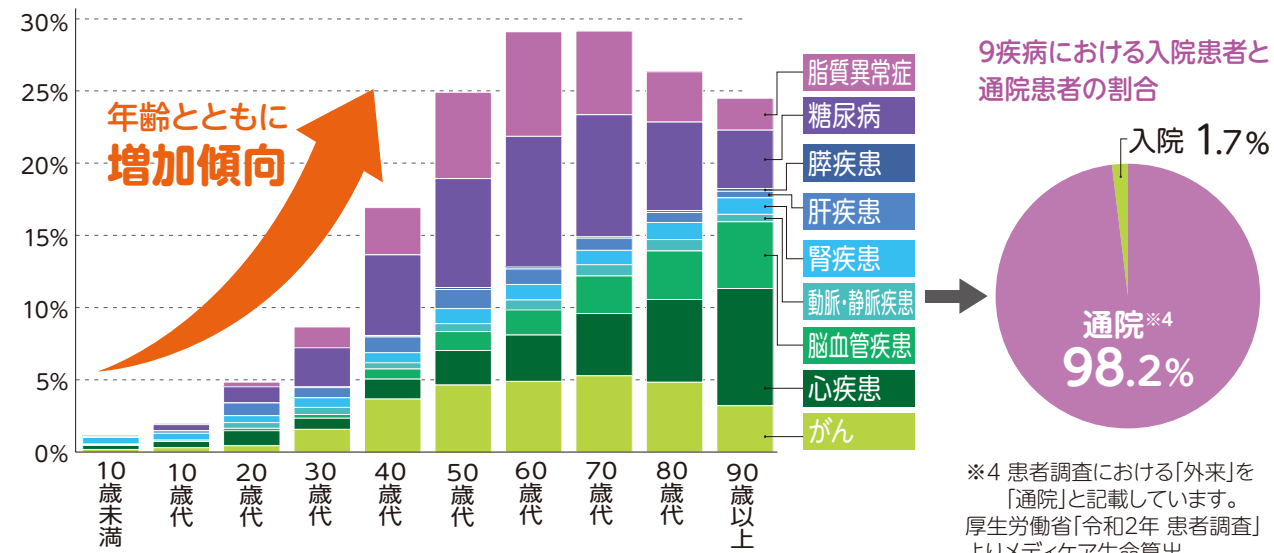
今、健康なあなたにお伝えしたいおくすりのこと

⚠ 支払対象薬剤※1による治療中の場合等をご加入いただけません。また、支払対象薬剤以外の薬剤による治療中の場合等もご加入いただけないことがあります。
※1 支払対象薬剤については9～10ページに記載しています。



全疾病患者(かぜなどを含む)※2のうち、9疾病患者は40歳代で約6人に1人、50歳代で約5人に1人、60歳代～80歳代では約4人に1人です！
また、約10人に8人が通院による薬剤治療を受けています。※3

全疾病患者(かぜなどを含む)※2に占める9疾病の割合

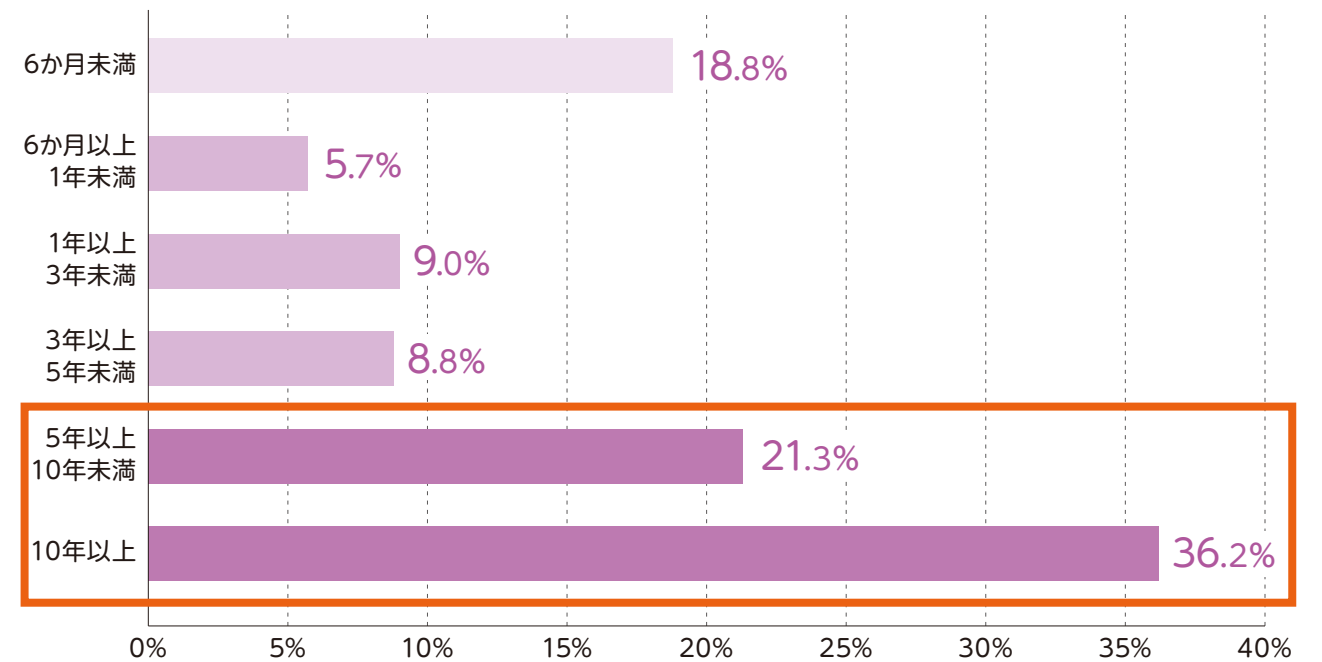


厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出
※2 傷害、歯科は除く
※3 株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」よりメディケア生命算出

※4 患者調査における「外来」を「通院」と記載しています。厚生労働省「令和2年 患者調査」よりメディケア生命算出



9疾病の薬剤治療期間は、5年以上は約2人に1人、10年以上は約3人に1人！



メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より(診断から5年以上経過した人を対象としています。)



9疾病の通院による薬剤治療は高額です。
また、9疾病は併発することもあり、さらに高額になることも！

平均自己負担月額(通院による薬剤治療)

がん	76,844円	動脈・静脈疾患	24,390円	痔疾患	13,292円
心疾患	20,023円	腎疾患	38,857円	糖尿病	18,811円
脳血管疾患	12,603円	肝疾患	43,252円	脂質異常症	35,638円

併発例 糖尿病により動脈硬化が進行し脳卒中(脳血管疾患)を発症 など

株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)

*メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」および株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」にはメディフィットEXの保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。



9疾病の総患者数は延べ約2,051.5万人！

がん
約367.2万人

動脈・静脈疾患
約55.4万人

痔疾患
約10.1万人

心疾患
約305.5万人

腎疾患
約83.7万人

糖尿病
約579.1万人

脳血管疾患
約174.2万人

肝疾患
約75.3万人

脂質異常症
約401.0万人

厚生労働省「令和2年 患者調査」より



そこで、メディケア生命は3疾病または9疾病の薬剤治療を保障する保険を考えました！



の特徴

特徴①

入院しなくても重症化・再発を予防するための**薬剤治療を保障!**

⚠ 対象疾病の治療に使用されるすべての薬剤を対象とするものではありません。

薬剤治療は入院・手術よりも早く通院で行うことが多くなっています。

特徴②

同一月に1回を限度に**最大120回**※1 お受取り!
抗がん剤 治療給付金は**支払回数無制限!**※2

薬剤ありま 治療は長期間におよぶ可能性がす。

※1 特定薬剤治療給付金(120回型)の場合 ※2 自由診療抗がん剤治療給付金は通算24回限度

特徴③

支払対象薬剤は**1,000品目以上!**※3

合併症により薬が増えて、**治療費も増えて**いくことがあります。

*支払対象薬剤数は2024年6月時点(メディケア生命調べ) ※3 支払対象薬剤Ⅱ型の場合

3疾病 または 9疾病 の所定の**薬剤治療**を保障!

支払対象薬剤Ⅰ型

／お手頃なタイプ／

支払対象薬剤Ⅱ型

／手厚い保障／

入院・通院・手術の有無にかかわらず保障!

●保障の範囲

3疾病

支払対象薬剤Ⅰ型

9疾病

支払対象薬剤Ⅱ型



●お取り扱いについて(主契約)

契約年齢	0～85歳(満年齢)
保険期間	終身(更新なし)
保険料払込期間	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)
保険料払込回数	月払い、半年払い、年払い
保険料払込経路	口座振替扱い、クレジットカード扱い
保険契約の型	支払対象薬剤Ⅰ型:がん、心疾患、脳血管疾患 支払対象薬剤Ⅱ型:がん、心疾患、脳血管疾患、動脈・静脈疾患、腎疾患、肝疾患、脾疾患、糖尿病、脂質異常症
給付限度の型	特定薬剤治療給付金:60回型・120回型 *抗がん剤治療給付金は支払回数無制限 *自由診療抗がん剤治療給付金は通算24回限度
給付金額の範囲	抗がん剤治療給付金:5万円から30万円(女性は20万円)の範囲内 (自由診療抗がん剤治療給付金:10万円から60万円(女性は40万円)の範囲内) 特定薬剤治療給付金:1万円から15万円(女性は10万円)の範囲内 *自由診療抗がん剤治療給付金は、抗がん剤治療給付金額の倍額給付 *特定薬剤治療給付金は、抗がん剤治療給付金額の20%または50%から選択
オプション(選べる特約)	先進医療・患者申出療養特約(21)、先進医療特約(11)、がん自由診療特約、がん診断特約(25)、特定3疾病保険料払込免除特約(25)

*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

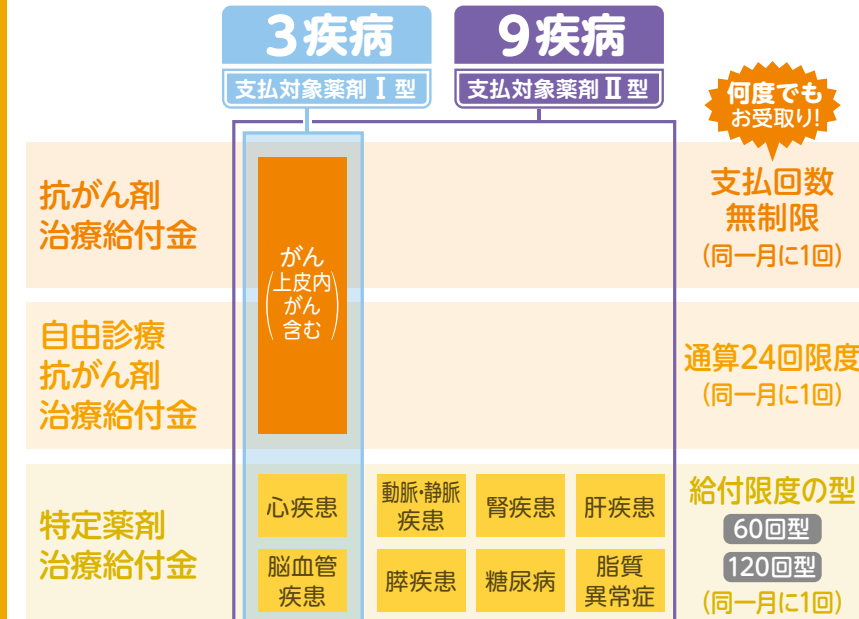
●仕組み図 契約年齢0～85歳

*上皮内がんとは、がん細胞が上皮内にとどまっており、それ以上は浸潤していない初期のがんのことをいいます(部位によって上皮内がんの定義は異なります)。

主契約

薬剤治療保険
(無解約返戻金型)
(21)

支払対象薬剤による薬剤治療※4



※4 発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)を除きます。

●オプション(選べる特約)を付加することでさらに安心をプラス!

先進医療・患者申出療養特約(21)

先進医療または患者申出療養による療養を一生涯保障

一生涯保障

11ページ

先進医療特約(11)

先進医療による療養を一生涯保障

一生涯保障

11ページ

がん自由診療特約

がんの治療のための所定の評価療養や所定の自由診療を保障

一生涯保障

12ページ

がん診断特約(25)

I型 II型 からご選択ください

がんを一時金で保障

一生涯保障

13ページ

特定3疾病保険料払込免除特約(25)

I型 II型 からご選択ください

がんなどの特定3疾病で所定の理由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みを免除

主契約の保険料払込期間満了まで

14ページ

*特定3疾病:がん、心疾患、脳血管疾患

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

の保障内容とお支払理由について

主契約 薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)

契約年齢
0～85歳

上皮内がんも
同額保障

責任開始期より保障

- がんなどの**3疾病**または**9疾病**で、支払対象薬剤による薬剤治療^{*1}を受けられたとき、給付金をお受け取りいただけます。
- 保険契約の型・給付限度の型についてご選択ください。

- 入院・通院・手術の有無にかかわらず対象です。
- 抗がん剤治療は**所定の自由診療**も対象です。

保険契約の型	3 疾病	9 疾病	特定薬剤治療 給付金 給付限度の型	60回型	120回型
	支払対象薬剤Ⅰ型	支払対象薬剤Ⅱ型			

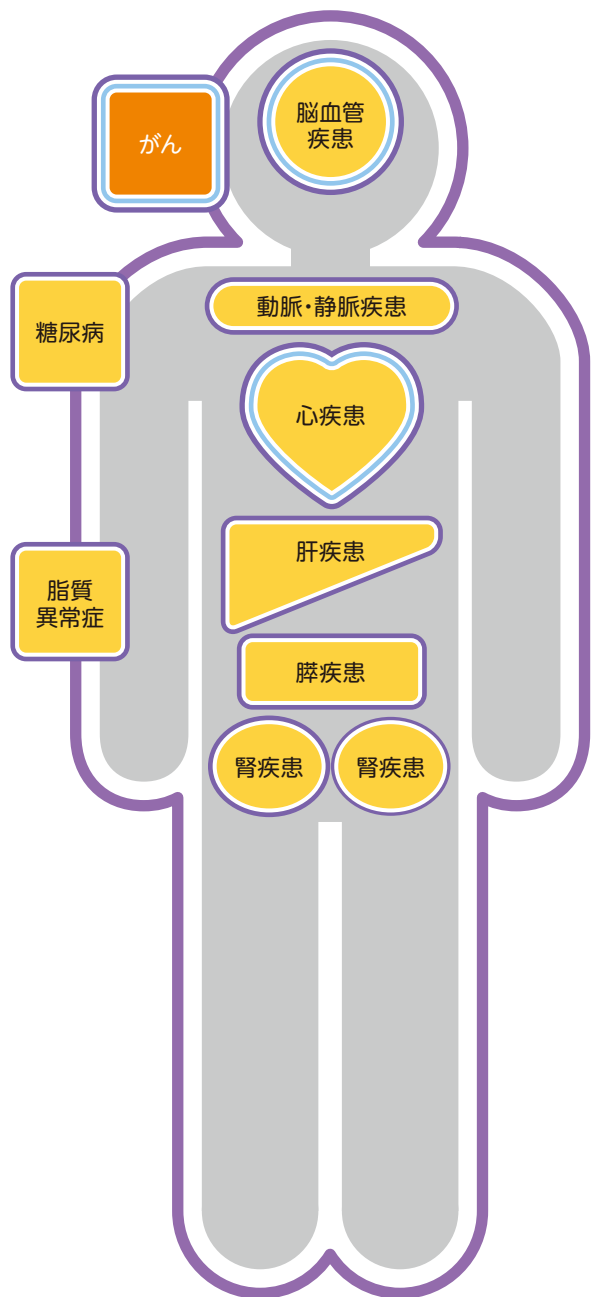
抗がん剤治療給付金額**5万円**の場合 (特定薬剤治療給付金は抗がん剤治療給付金額の50%を選択した場合)

給付金名	保障の範囲		お支払理由	お支払限度	お受取額
抗がん剤 治療給付金	支 払 対 象 薬 剤 Ⅰ 型	上皮内がんを含む がん	がんにより公的医療保険制度 対象の抗がん剤治療を受けられたとき	支払回数無制限 (同一月に1回)	1か月につき 5万円
自由診療抗がん剤 治療給付金			がんにより以下 ①～③ のいずれかの抗がん剤治療を受けられたとき (抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。) ① 先進医療の対象となる抗がん剤治療 ② 患者申出療養の対象となる抗がん剤治療 ③ 欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※2	通算24回限度 (同一月に1回)	1か月につき 10万円
特定薬剤 治療給付金		心疾患 脳血管疾患 動脈・静脈疾患 腎疾患 肝疾患 脾疾患 糖尿病 脂質異常症	がん以外の対象疾病により公的医療保険制度対象の薬剤治療を受けられたとき	選択 60回型：通算 60回限度 120回型：通算120回限度 (いずれも同一月に1回)	1か月につき 2.5万円

* 抗がん剤治療給付金・自由診療抗がん剤治療給付金の抗がん剤治療には、**ホルモン剤による治療を含みます。**
* 自由診療抗がん剤治療給付金は、抗がん剤治療給付金額の倍額です。
* 特定薬剤治療給付金は、抗がん剤治療給付金額の**20%**または**50%**から選択できます。
* 支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
* 支払対象薬剤は、「**医薬品ナビ**」をご確認ください。([医薬品ナビ]については9～10ページをご参照ください。)
* お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は29ページのQ7・A7をご覧ください。
※1 発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)を除きます。
※2 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

⚠ 自由診療抗がん剤治療給付金について、自己負担のない治験として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。

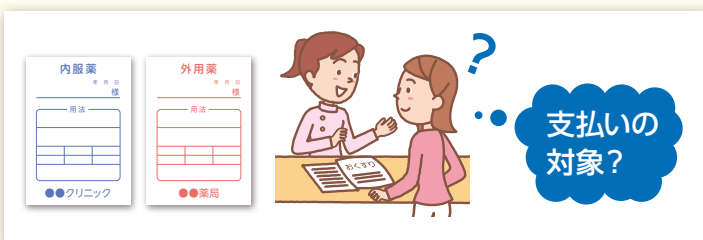
主契約の対象疾病と 支払対象薬剤



メディフィットEXにご加入の方へ

「医薬品ナビ」でお支払いの対象となるおくすりをカンタン 検索！

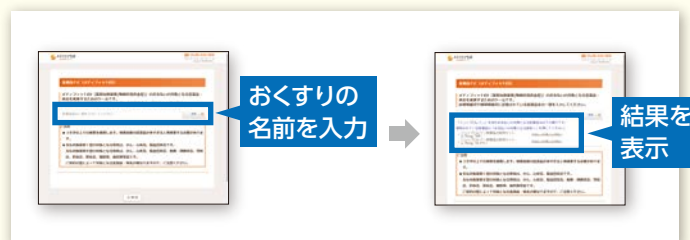
1 このおくすりは
給付金の支払いの対象？



2 そんなときは、「医薬品ナビ」に
アクセスして検索！



3 お支払いの対象となる
おくすりかどうかわかります。



4 おくすりが見つかったら、
ご請求ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

メディケア生命の他の医療保険にご加入され、その保険のお支払理由(入院・通院等)が生じた場合、メディフィットEXの主契約およびがん診断特約(25)のお支払理由に該当する薬剤治療を受けていないか、あわせてご確認ください。

* がん診断特約(25)の支払対象薬剤にはホルモン剤は含まれませんので、ご注意ください。
また、「医薬品ナビ」ではオピオイド鎮痛薬は検索できませんので、ご注意ください。

3 疾病 9 疾病

がん
(上皮内がん含む)

抗がん剤(ホルモン剤含む)

がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬です。

3 疾病 9 疾病

心疾患 (狭心症、心筋梗塞など)

3 疾病 9 疾病

脳血管疾患 (脳梗塞など)

9 疾病

動脈・静脈疾患 (末梢動脈疾患、エコノミークラス症候群など)

抗血栓薬

血栓(血のかたまり)により血管が詰まってしまうと、後遺症が残ったり、死にいたることもあります。血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬です。

⚠ 抗血栓薬のうちシクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。
(例) アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、アスピリン・ランソプラゾール配合剤

9 疾病

腎疾患 (慢性腎臓病など)

免疫抑制薬

腎臓の炎症が続き慢性腎不全になると人工透析が必要となります。腎臓の炎症を抑え、腎疾患の進行を抑える薬です。

9 疾病

肝疾患 (B型肝炎、C型肝炎など)

抗肝炎ウイルス薬

肝炎ウイルスに感染すると肝臓に炎症が起き、慢性肝炎、肝硬変や肝がんなどになることがあります。肝炎ウイルスを取り除いたり、増殖を抑え、肝疾患の進行を抑える薬です。

9 疾病

脾疾患 (脾炎など)

蛋白分解酵素阻害薬

脾臓の炎症が続くと、脾機能低下によるインスリン不足により糖尿病になることがあります。脾臓の炎症を抑え、脾疾患の進行を抑える薬です。

9 疾病

糖尿病

インスリン・GLP-1受容体作動薬

血液中の糖が増えると動脈硬化となり、心筋梗塞や脳卒中などになることがあります。血糖値をコントロールし、糖尿病の進行を抑える薬です。

⚠ 経口血糖降下薬にはお支払いの対象外となるものがあります。
(例) メトホルミン塩酸塩

9 疾病

脂質異常症 (高コレステロール血症など)

PCSK9阻害薬

血液中のLDL(悪玉)コレステロールが増えると動脈硬化となり、心筋梗塞や脳卒中などになることがあります。LDLコレステロール値を低下させ、脂質異常症の進行を抑える薬です。

⚠ 経口脂質低下薬はお支払いの対象外となります。
(例) プラバスタチンナトリウム

記載の内容は2024年6月現在のものです。
今後、変更になる場合があります。

支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬も含まれます。

支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。
(下記をご参照ください。)

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

特約の保障内容とお支払理由について

以下の2つの特約どちらかご選択いただけます。

先進医療・患者申出療養特約(21)

契約年齢
0～85歳

責任開始期より保障

- **先進医療**または**患者申出療養**による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる**先進医療・患者申出療養一時給付金15万円**をお受け取りいただけます。
- **3疾病・9疾病**以外も対象となります。

先進医療・患者申出療養給付金
(技術料相当額(自己負担額))

先進医療・患者申出療養一時給付金
15万円

通算
2,000万円
限度

- ⚠️・同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
・療養を受けられた日現在において、先進医療または患者申出療養に該当しないときはお支払いできません。

先進医療特約(11)

契約年齢
0～85歳

責任開始期より保障

- **先進医療**による療養を保障します。
- さらに治療を実施する施設までの交通費や宿泊等の諸費用などに活用できる**先進医療一時給付金5万円**をお受け取りいただけます。
- **3疾病・9疾病**以外も対象となります。

先進医療給付金
(技術料相当額(自己負担額))

先進医療一時給付金
5万円

通算
2,000万円
限度

- ⚠️・同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
・療養を受けられた日現在において、先進医療に該当しないときはお支払いできません。

先進医療と患者申出療養について

先進医療・患者申出療養は、将来的に保険診療にむけて検討されている段階で、現時点では保険適用となっていない療養です。厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養で、保険診療との併用が認められています。

先進医療

あらかじめ受けられる医療技術や医療機関などの条件が決まっています。



〈費用負担〉
技術料(全額自己負担)
+
入院基本料など(保険適用3割負担*)

患者申出療養

保険診療や先進医療で有効な治療法がない場合などに、主治医に相談して、これまでなかった治療を国が認める範囲内で患者自身の意向を反映して組み立てていくことができます。



〈費用負担〉
技術料(全額自己負担)
+
入院基本料など(保険適用3割負担*)

※年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。
※最新の治療の中には、先進医療または患者申出療養のほかにも公的医療保険制度の給付対象とならないものもあります。
詳細は30ページのQ10・A10をご覧ください。

*給付金額等のお取扱範囲内であってもメディケア生命の規定により、ご加入いただけない場合があります。

がん自由診療特約

契約年齢
0～85歳

上皮内がんも
同額保障

責任開始期より保障

- がんの治療を目的として**所定の評価療養**や**所定の自由診療**を受けられたとき、がん自由診療給付金を通算**1億円(1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)**までお受け取りいただけます。
- 抗がん剤以外の治療も対象です。
- 保障は一生継続します。

給付金名	お支払理由	お支払金額	お支払限度
がん 自由診療 給付金	先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算 1億円 (1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)
	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき 特定病院 において受けられた 所定の自由診療 による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 1 自由診療による療養に対する費用と同額 2 上記 1 以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 3 自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	

*診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。
*お支払いの対象となる療養の種類について、詳細は29ページのQ7・A7をご覧ください。
*最新の治療の中には、公的医療保険制度の給付対象とならないものもあります。詳細は30ページのQ10・A10をご確認ください。

⚠️・お支払いの対象となる評価療養および自由診療は、療養を受けられた時点において、所定の要件を満たす療養とします。
・「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

特定病院について

特定病院とは、療養を受けられた時点において、以下のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所(名称が変更となった場合は、変更後の名称を含みます。)のことをいいます。

①厚生労働大臣による指定または承認を受けている次の病院

- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん拠点病院
- 小児がん中央機関
- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院
- (がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により、がんゲノム医療連携病院として選定された病院を含みます。)
- 特定機能病院

②都道府県知事による指定または承認を受けている次の病院または診療所

- 都道府県におけるがん診療機能の充実のために必要な病院として、都道府県知事が指定する病院または診療所
- 地域医療支援病院

③公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設

全国
約1,000病院

メディケア生命調べ(2024年11月調査)

特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「**特定病院ナビ**」でご確認ください。



ここから
アクセス

<https://tokuteibyoin.medicarelife.com/search/>

ご存知ですか?

自由診療となるケースもある**未承認薬・適応外薬の費用は高額になることもあります。**

未承認薬

日本ではまだ承認されていない薬剤のことです。

適応外薬

すでに日本で承認されていますが、承認された適応症などの範囲外で使用する薬剤のことです。

＜欧米で承認されているが、日本では未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類＞

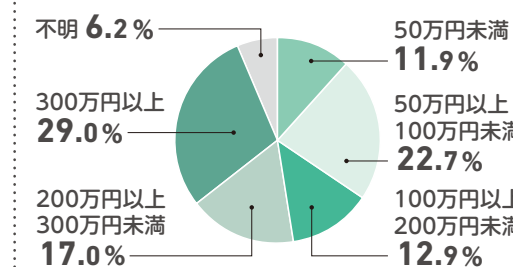
	未承認薬	適応外薬
193種類	128種類(66.3%)	65種類(33.6%)

＜欧米で承認されている所定の抗がん剤治療(自由診療)の費用例＞

薬剤名	薬剤の区分	治療対象となるがんの種類	1か月あたりの薬剤費
ソニデジブ	未承認薬	皮膚がん	1,495,442円
セミプリマブ	適応外薬	肺がん	600,583円

国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」
(2023年11月30日時点のデータ)よりメディケア生命算出
*1サイクル(28日)を1か月として算出

＜未承認薬・適応外薬の費用(1か月あたり)＞



自由診療となる
場合の治療費は
全額自己負担

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

特約の保障内容とお支払理由について

がん診断特約(25)

契約年齢
0～85歳

上皮内がんも
同額保障

がん責任開始日※1
(91日目)より保障※2

- 初めてがんと診断確定されたとき、2回目以後は、新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたときなどに一時金をお受け取りいただけます。
- 1年に1回**を限度に一時金を**何度でも**お受け取りいただけます。
- 給付金の型についてご選択ください。

I 型

II 型

がん診断給付金額**50万円**の場合

給付金名	お支払理由		お支払限度	お受取額
	I 型	II 型		
がん診断 給付金	初回		支払回数 無制限 (1年に1回)	1回につき 50万円
	初めてがんと 診断確定 されたとき			
	2回目以後			
	以下 1・2 のいずれかに 該当されたとき	以下 1～4 のいずれかに 該当されたとき		
	1 新たながん と 診断確定 (再発・転移を含みます。)されたとき			
	2 がん により 入院 をされたとき			
	3 がん により以下 a～e のいずれかの 所定の通院 (往診を含みます。)をされたとき			
	a 抗がん剤治療 (ホルモン剤のみによる治療を除きます。) ・公的医療保険制度対象の抗がん剤治療 ・欧米で承認されている所定の抗がん剤治療※3			
	b 放射線治療 c 手術 d 骨髄移植術 e 先進医療・患者申出療養			
	4 がん性疼痛等の緩和 のため、以下 a・b の いずれかの 所定の緩和ケア を受けられたとき			
a オピオイド鎮痛薬 ^② による薬剤治療 または 神経ブロック ^②				
b 在宅患者診療・指導料が算定される在宅医療				

* 公的医療保険制度対象の放射線治療、手術、骨髄移植術および所定の緩和ケアが保障対象となります。
 * 2回目以後は、直前のお支払理由に該当された日の1年後の応当日以後に、所定の理由に該当されたときにお支払いします。
 * 支払対象薬剤にはジェネリック医薬品(後発薬)や将来の新薬を含みます。
 * 支払対象薬剤は、「**医薬品ナビ**」をご確認ください。(9～10ページをご参照ください。)
 ※1 がん責任開始日とは責任開始日からその日を含めて91日目のことをいいます。

※2 責任開始期以後がん責任開始日前に**がん**と診断確定された場合、初回の**がん診断給付金**はお支払いできませんが、その後もこの特約は継続し、**がん**と診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は29ページのQ8・A8をご覧ください。

※3 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

- ⚠ 自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。
 ・診断および生検等の検査のための手術などはお支払いの対象となりません。
 ・ドナー(骨髄提供者)はお支払いの対象となりません。
 ・手術時等の麻酔導入に伴って使用された医薬品または実施された神経ブロックは、お支払いの対象となりません。

緩和ケアとは

がんと診断されたときから行う、身体的・精神的な苦痛を和らげるためのケアのことをいいます。がん治療の痛みを和らげるため、治療の初期から行われます。

標準的ながん疼痛治療法(鎮痛薬の使用法)

第1段階	第2段階	第3段階	オピオイド鎮痛薬による薬剤治療を受けられた場合は、 お支払いの対象 となります。(II型の場合)
軽度の痛み	軽度から中等度の強さの痛み	中等度から高度の強さの痛み	
	弱オピオイド コデイン	強オピオイド モルヒネ、ヒドロモルフォン、オキシコドン、フェンタニルなど	
非オピオイド 非オピオイド鎮痛薬、鎮痛補助薬			

WHO編 武田文和訳「がんの痛みからの解放 第2版、金原出版、1996年」よりメディケア生命作成
 日本緩和医療学会編「がん疼痛の薬物療法に関するガイドライン2020年版、金原出版、2020年」を参考に一部改変

❓ **オピオイド鎮痛薬とは?**…神経系の司令塔の部分である脳や脊髄に作用して痛みを抑える薬の総称です。程度の痛みから強い痛みを使う鎮痛薬です。

❓ **神経ブロックとは?**…神経や神経の周辺に局所麻酔薬を注射して、痛みをなくす方法です。麻酔薬が神経に作用し、痛みの伝わる経路をブロックすることで、痛みを取り除きます。

特定3疾病 保険料払込免除特約(25)

契約年齢
0～85歳

上皮内がんも
保障

がんは、
がん責任開始日※1
(91日目)より保障

心疾患・脳血管疾患は、
責任開始期より保障

- 特定3疾病で所定の理由のいずれかに該当されたとき、以後の保険料の**お払込みは必要ありません。**
- 特約の型についてご選択ください。

I 型

II 型

			I 型	II 型
所定の理由	がん		初めてがんと 診断確定 されたとき	
	心疾患	急性心筋梗塞	入院 または 手術 をされたとき	入院 または 手術 をされたとき、 もしくは在宅患者診療・指導料が 算定される 在宅医療 を 受けられたとき
		急性心筋梗塞以外の 心疾患	20日以上継続した 入院 または 手術 をされたとき	
	脳血管疾患	脳卒中	入院 または 手術 をされたとき	入院 または 手術 をされたとき、 もしくは在宅患者診療・指導料が 算定される 在宅医療 を 受けられたとき
		脳卒中以外の 脳血管疾患	20日以上継続した 入院 または 手術 をされたとき	

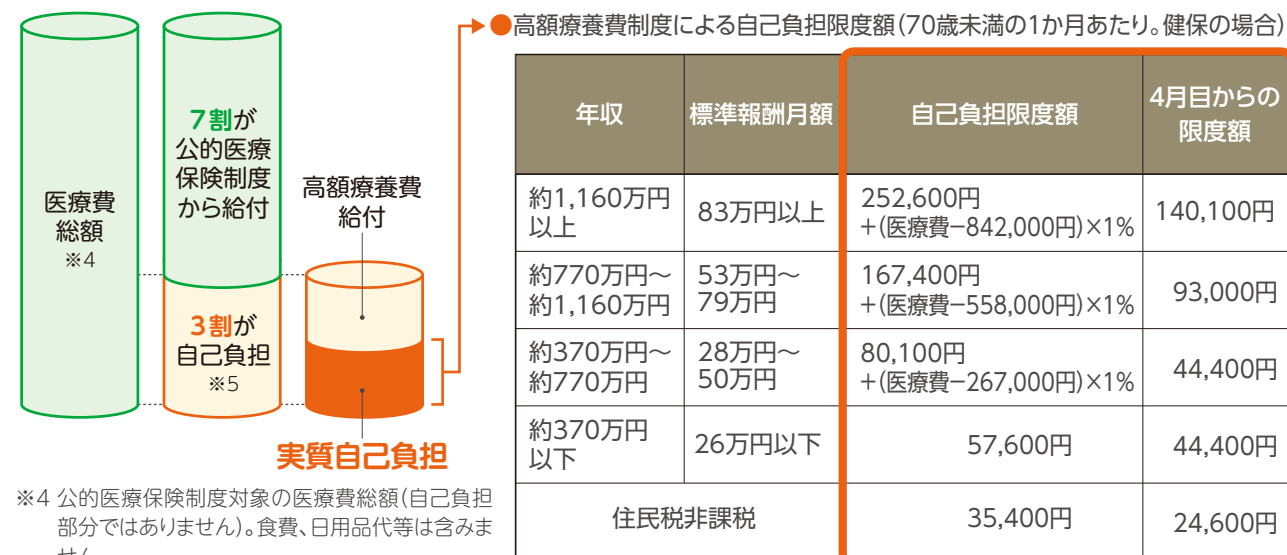
* 公的医療保険制度対象となる手術および在宅医療が保障対象となります。

⚠ 責任開始日から90日以内に診断確定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。詳細は29ページのQ8・A8をご覧ください。

知っておきたい

高額療養費制度について

1か月間に一定限度額以上の自己負担が発生した場合は、高額療養費として支給を受けることができます。同月内の診療であることなど条件があります。



※4 公的医療保険制度対象の医療費総額(自己負担部分ではありません)。食費、日用品代等は含まれません。

※5 6歳(義務教育就学後)～69歳の場合。公的医療保険制度における医療費の自己負担割合は年齢等によって決まります。

* 高額療養費制度については「厚生労働省ホームページ」よりメディケア生命作成。
 * 記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

お受取りイメージ

加入例

支払対象薬剤Ⅱ型

120回型／抗がん剤治療給付金1か月につき
特定薬剤治療給付金1か月につき2.5万円(抗

5万円／自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき10万円／
がん剤治療給付金額の50%を選択)

ケース
A

糖尿病と診断され、通院により糖尿病の支払対象薬剤による治療を毎月受けられた場合。

治療例



糖尿病により通院しながらインスリンを投与

従来の
医療保険

入院・手術を伴わないため、給付金のお支払いはありません

メディフィットEX
のお支払い



毎月、特定薬剤治療給付金2.5万円を
通算120回限度で保障！
(受取総額300万円まで)

【糖尿病に関する参考データ※1】

- ①患者数 約579.1万人 ②お支払いの対象となる薬剤による治療をした割合 36.4%
③通院による薬剤治療の平均自己負担月額 18,811円 ④薬剤治療期間3年以上が 91.1%

ケース
B

心疾患と診断され、薬剤治療のため通院。入院・手術後および退院後に、
心疾患の支払対象薬剤による治療を毎月受けられた場合。

治療例



狭心症により
心筋梗塞の
予防を目的に
抗血小板薬を投与



心筋梗塞を
発病し20日入院
入院中に
手術を受けた後
抗血小板薬を投与



退院後、通院により
術後の再発予防のため
抗血小板薬を服用

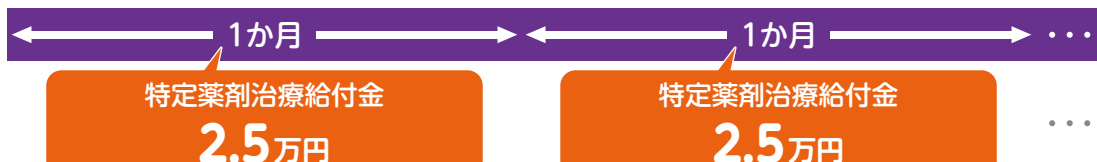
従来の
医療保険

入院・手術を伴わないため、
給付金のお支払いはありません

入院・手術時の給付金35万円※2

入院・手術を伴わないため、
給付金のお支払いはありません

メディフィットEX
のお支払い



毎月、特定薬剤治療給付金2.5万円を
通算120回限度で保障！
(受取総額300万円まで)

【心疾患に関する参考データ※1】

- ①患者数 約305.5万人 ②お支払いの対象となる薬剤による治療をした割合 19.4%
③通院による薬剤治療の平均自己負担月額 20,023円 ④薬剤治療期間3年以上が 74.3%

ケース
C

乳がんと診断され、入院し手術。退院後、通院により公的医療保険制度対象の
抗がん剤治療を毎月受けられ、その後自由診療となる欧米で承認されている
所定の抗がん剤治療※3を毎月受けられた場合。

治療例



乳がんにより
20日間入院し
手術を受ける



退院後通院により
抗がん剤を服用

通院により
自由診療となる
抗がん剤治療を受ける

従来の
医療保険

入院・手術時の
給付金35万円※2

入院・手術を伴わないため、給付金のお支払いはありません

メディフィットEX
のお支払い



毎月、抗がん剤治療
給付金5万円を
支払回数無制限で保障！

毎月、自由診療抗がん剤
治療給付金10万円を
通算24回限度で保障！
(受取総額240万円まで)

【がんに関する参考データ※1】

- ①患者数 約367.2万人 ②お支払いの対象となる薬剤による治療をした割合 41.8%
③通院による薬剤治療の平均自己負担月額 76,844円 ④薬剤治療期間3年以上が 42.4%

(参考)主な対象疾病と治療内容(薬剤名は2023年6月時点)

対象疾病	主な疾病名	治療内容
糖尿病	2型糖尿病	●経口血糖降下薬では効果が不十分な場合、GLP-1受容体作動薬やインスリンが投与される。 ●基本的には、患者自身による自己注射が継続的に必要となる。
心疾患	心筋梗塞	●急性期は手術または血栓溶解薬による再灌流療法が行われる。 ●また、冠動脈ステント留置後は、抗血小板薬が少なくとも約半年～1年間投与される。慢性期には再発予防を目的として、抗血小板薬が継続的に投与される。
	狭心症	●心筋梗塞発症の予防を目的として、抗血小板薬が投与される。 ●また、冠動脈ステント留置後は、抗血小板薬が少なくとも約半年～1年間投与される。
	心房細動(不整脈)	●左心房内で形成された血栓がはがれて脳に移行し、心原性脳梗塞を発症することを予防するために、抗凝固薬が継続的に投与される。
	心臓弁膜症	●人工弁置換術後は、人工弁に血液が固まらないよう、抗凝固薬が投与される。 ●機械弁では継続的に投与され、生体弁では少なくとも約3か月間は投与される。
がん	乳がん	●手術や放射線治療等の局所治療と抗がん剤、ホルモン剤を用いた全身療法が行われる。 ●分子標的薬等の抗がん剤や注射薬のホルモン剤の投与期間は約1～2年間程度だが、経口薬のホルモン剤は約10～15年間の長期投与も行われる。
	前立腺がん	●中間～高リスクの場合、注射薬のホルモン剤が約6か月～2年間投与される。ホルモン療法の後に抗がん剤が投与されることもある。

- ⚠ ●心疾患、脳血管疾患および動脈・静脈疾患の支払対象薬剤について、シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。([お支払いの対象外となる薬剤の例] アスピリン、アスピリン・ダイアルミネート、アスピリン・ランソプラゾール配合剤)
●糖尿病の支払対象薬剤について、経口血糖降下薬にはお支払いの対象外となるものがあります。([お支払いの対象外となる薬剤の例] メトホルミン塩酸塩)
●脂質異常症の支払対象薬剤に経口脂質低下薬(例: プラバスタチンナトリウム)は含まれません。
*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

医監監修:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

※1 ①厚生労働省「令和2年 患者調査」より ②・④メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より(診断から5年以上経過した人を対象としています。) ③株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」よりメディケア生命算出(自己負担額は3割、70歳未満、年収約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額はケースにより異なります。)

※2 入院時の給付日額5,000円×入院日数の入院時の給付金、入院時の給付日額×50倍の手術時の給付金が支払われる医療保険に加入していた場合

※3 「欧米で承認されている所定の抗がん剤治療」とは、欧州医薬品庁(EMA)または米国食品医薬品局(FDA)の承認を受けた抗がん剤治療です。

*ここでいう「従来の医療保険」とは入院・手術を保障する医療保険を指します。個々のお客さまの治療・診断にあたっては医師に相談の上で実施いただきます。

*メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」および株式会社JMDC「レセプトデータ(2022年11月)」にはメディフィットEXの保障範囲と異なる薬剤が含まれている場合があります。

*自由診療抗がん剤治療給付金について、自己負担のない治療として受けられた抗がん剤治療はお支払いの対象となりません。

お客様のニーズにあわせた3つのプランをご紹介します。

(保険期間・保険料払込期間：終身)
契約年齢 0～85歳

主契約

薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)

+

オプション(選べる特約)

「契約のしおり」約款(1)裏面

例えばこんなあなたに

プラン

保険料

がん

上皮内がんも同額保障

支払対象薬剤Ⅰ型

支払対象薬剤Ⅱ型

心疾患／脳血管疾患

動脈・静脈疾患／腎疾患／肝疾患／
脾疾患／糖尿病／脂質異常症

3疾病に備えたい方に

ライトプラン

契約年齢	月払保険料	
	男性	女性
30歳	1,157円	1,042円
40歳	1,725円	1,437円
50歳	2,685円	1,922円

支払対象薬剤Ⅰ型・60回型・抗がん剤治療給付金1か月につき5万円・
自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき10万円・
特定薬剤治療給付金1か月につき2.5万円(抗がん剤治療給付金額の50%を選択)

抗がん剤治療
給付金

1か月につき

5万円

支払回数無制限

自由診療抗がん剤
治療給付金

1か月につき

10万円

通算24回限度

(抗がん剤治療給付金額×2倍)

特定薬剤治療
給付金

1か月につき

2.5万円

通算60回限度

(抗がん剤治療給付金額の50%)

9疾病に備えたい方に

ベーシックプラン

契約年齢	月払保険料	
	男性	女性
30歳	1,707円	1,525円
40歳	2,577円	2,167円
50歳	3,952円	3,055円

支払対象薬剤Ⅱ型・120回型・抗がん剤治療給付金1か月につき5万円・
自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき10万円・
特定薬剤治療給付金1か月につき2.5万円(抗がん剤治療給付金額の50%を選択)

抗がん剤治療
給付金

1か月につき

5万円

支払回数無制限

自由診療抗がん剤
治療給付金

1か月につき

10万円

通算24回限度

(抗がん剤治療給付金額×2倍)

特定薬剤治療
給付金

1か月につき

2.5万円

通算120回限度

(抗がん剤治療給付金額の50%)

9疾病に備えて
保障を充実したい方に

保障充実プラン

契約年齢	月払保険料	
	男性	女性
30歳	3,415円	3,050円
40歳	5,155円	4,335円
50歳	7,905円	6,110円

支払対象薬剤Ⅱ型・120回型・抗がん剤治療給付金1か月につき10万円・
自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき20万円・
特定薬剤治療給付金1か月につき5万円(抗がん剤治療給付金額の50%を選択)

抗がん剤治療
給付金

1か月につき

10万円

支払回数無制限

自由診療抗がん剤
治療給付金

1か月につき

20万円

通算24回限度

(抗がん剤治療給付金額×2倍)

特定薬剤治療
給付金

1か月につき

5万円

通算120回限度

(抗がん剤治療給付金額の50%)

先進医療・患者
申出療養特約(21)

どちらかを選択

先進医療・患者申出療養による療養

先進医療・患者申出療養給付金 (技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療・患者申出療養一時給付金15万円

先進医療特約(11)

先進医療による療養

先進医療給付金(技術料相当額(自己負担額)) + 先進医療一時給付金5万円

がん自由診療特約

上皮内がんも同額保障
がんの治療のための
所定の評価療養や
所定の自由診療を保障

がん自由診療給付金 療養に 対する所定の費用と同額 *「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。

がん診断特約(25)

上皮内がんも同額保障
がんを一時金で保障

がん診断給付金 (初回:初めて
責任開始期以後がん責任開始日前
1年後の応当日以後に2回目以後の
I型 または II型 からご選
びください。)
がんと診断確定されたとき 2回目以後:新たながんと診断確定(再発・転移を含みます。)されたとき
またはがんで所定の理由に該当されたとき
にがんと診断確定された場合、初回のがん診断給付金はお支払いできませんが、その後もこの特約は継続し、がんと診断確定された日のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。詳細は29ページのQ8・A8をご覧ください。

特定3疾病保険料
払込免除特約(25)

上皮内がんも保障
がんなどの特定3疾病で所定の
理由に該当されたとき、
保険料払込を免除※

特定3疾病(がん、心疾患、脳血
管疾患)で所定の理由に該当されたとき、以後の保険料のお払込みは必要ありません。
責任開始日から90日以内に診断確
定されたがんは保険料のお払込免除のお取扱いはできません。
I型 または II型 からご選
びください。

*同一の被保険者において、先進医療給付(お支払金額が先進医療の技術料相当額である給付)のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。
※特定3疾病保険料払込免除特約(25)の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。

お支払理由については7～14ページ、その他の留意事項などについて「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

おすすめプラン

保険料表

よくある質問

サービス

契約概要

注意喚起情報

「契約のしおり」約款(1)裏面

特定3疾病保険料払込免除特約(25) **Ⅱ型**:付加する

契約年齢 (歳)	ライト プラン	ベーシック プラン	保障充実 プラン	オプション(選べる特約)				
				どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
				先進医療・ 患者中出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ型	Ⅱ型
0	※ 590	770	1,540	151	119	375	390	435
1	602	785	1,570	151	119	375	405	440
2	610	800	1,600	151	119	375	410	450
3	615	815	1,630	151	119	375	415	455
4	630	835	1,670	151	119	375	420	470
5	642	857	1,715	151	119	375	430	475
6	652	877	1,755	151	119	376	435	485
7	667	900	1,800	151	119	376	450	495
8	677	920	1,840	151	119	377	460	510
9	695	947	1,895	152	119	377	470	525
10	712	972	1,945	152	120	378	485	535
11	725	995	1,990	152	120	378	495	550
12	747	1,027	2,055	152	120	379	505	565
13	767	1,062	2,125	153	121	380	520	580
14	790	1,097	2,195	153	121	381	535	600
15	812	1,135	2,270	154	121	383	550	615
16	837	1,175	2,350	154	122	384	565	635
17	862	1,215	2,430	155	122	385	585	655
18	890	1,257	2,515	155	123	386	600	675
19	917	1,305	2,610	156	123	388	620	700
20	947	1,352	2,705	156	123	389	640	725
21	985	1,410	2,820	157	124	391	665	745
22	1,017	1,465	2,930	158	125	393	690	780
23	1,052	1,520	3,040	159	125	395	715	815
24	1,092	1,585	3,170	160	126	398	745	845
25	1,132	1,650	3,300	161	127	400	780	880
26	1,182	1,725	3,450	162	128	403	810	920
27	1,232	1,802	3,605	163	129	406	845	960
28	1,277	1,880	3,760	164	130	408	880	1,005
29	1,332	1,967	3,935	165	131	411	920	1,050
30	1,395	2,060	4,120	166	132	415	960	1,100
31	1,467	2,172	4,345	168	133	418	1,015	1,165
32	1,535	2,277	4,555	169	134	422	1,065	1,220
33	1,612	2,397	4,795	171	135	426	1,120	1,285
34	1,687	2,517	5,035	173	137	430	1,175	1,350
35	1,777	2,655	5,310	174	138	434	1,240	1,425
36	1,875	2,800	5,600	176	140	439	1,315	1,510
37	1,975	2,957	5,915	178	141	444	1,390	1,595
38	2,082	3,117	6,235	180	143	449	1,465	1,685
39	2,200	3,295	6,590	182	144	454	1,550	1,785
40	2,327	3,480	6,960	184	146	459	1,635	1,885
41	2,467	3,692	7,385	187	148	465	1,745	2,010
42	2,612	3,907	7,815	189	150	471	1,845	2,130
43	2,765	4,137	8,275	192	152	477	1,960	2,260
44	2,937	4,385	8,770	194	154	484	2,075	2,395
45	3,117	4,650	9,300	197	156	490	2,205	2,545
46	3,322	4,945	9,890	200	159	498	2,355	2,725
47	3,520	5,240	10,480	203	161	506	2,500	2,890
48	3,742	5,557	11,115	206	164	513	2,660	3,070
49	3,972	5,887	11,775	209	166	520	2,820	3,260
50	4,215	6,207	12,415	212	169	528	2,995	3,455
51	4,492	6,600	13,200	215	172	537	3,195	3,690
52	4,767	6,990	13,980	218	174	545	3,385	3,910
53	5,060	7,400	14,800	221	177	553	3,580	4,135
54	5,362	7,827	15,655	224	179	560	3,780	4,370
55	5,682	8,277	16,555	227	182	568	3,985	4,610
56	6,050	8,782	17,565	231	185	577	4,230	4,890
57	6,395	9,270	18,540	234	187	584	4,455	5,150
58	6,767	9,785	19,570	237	189	591	4,685	5,415
59	7,147	10,315	20,630	240	192	599	4,920	5,685
60	7,525	10,750	21,500	243	194	606	5,165	5,980
61	7,960	11,355	22,710	246	197	616	5,470	6,325
62	8,387	11,940	23,880	249	200	623	5,735	6,630
63	8,815	12,525	25,050	252	202	629	5,995	6,925
64	9,250	13,112	26,225	254	204	635	6,240	7,205
65	9,685	13,697	27,395	256	205	639	6,460	7,465
66	10,140	14,307	28,615	258	207	645	6,705	7,740
67	10,550	14,845	29,690	259	208	647	6,870	7,925
68	10,935	15,347	30,695	259	208	648	7,015	8,090
69	11,307	15,815	31,630	259	208	648	7,145	8,230
70	11,655	16,245	32,490	259	208	647	7,245	8,350
71	12,012	16,687	33,375	259	208	648	7,410	8,530
72	12,292	17,015	34,030	259	207	646	7,500	8,625
73	12,532	17,300	34,600	258	206	643	7,580	8,710
74	12,732	17,540	35,080	256	205	640	7,650	8,785
75	12,895	17,735	35,470	255	204	637	7,710	8,845
76	12,997	17,870	35,740	253	203	633	7,765	8,900
77	13,070	17,967	35,935	252	202	629	7,815	8,945
78	13,092	18,010	36,020	250	200	624	7,850	8,970
79	13,080	18,010	36,020	248	198	619	7,870	8,985
80	13,017	17,962	35,925	246	197	614	7,880	8,980
81	12,937	17,887	35,775	244	195	609	7,885	8,970
82	12,825	17,775	35,550	242	194	604	7,875	8,945
83	12,687	17,630	35,260	240	192	599	7,860	8,915
84	12,527	17,460	34,920	238	190	593	7,835	8,870
85	12,350	17,267	34,535	235	188	588	7,800	8,810

せん。 ※最低保険料(主契約保険料+特約保険料)は月払い1,000円です。詳しくは募集代理店またはメディケア生命までお問い合わせください。

月払保険料表 女性

おすすめプラン

主契約:薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)
保険期間・保険料払込期間:終身 保険料単位:円

ライトプラン 支払対象薬剤Ⅰ型・60回型
抗がん剤治療給付金 1か月につき 5万円
自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき 10万円
特定薬剤治療給付金 1か月につき 2.5万円

ベーシックプラン 支払対象薬剤Ⅱ型・120回型
抗がん剤治療給付金 1か月につき 5万円
自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき 10万円
特定薬剤治療給付金 1か月につき 2.5万円

保障充実プラン 支払対象薬剤Ⅱ型・120回型
抗がん剤治療給付金 1か月につき 10万円
自由診療抗がん剤治療給付金 1か月につき 20万円
特定薬剤治療給付金 1か月につき 5万円

特定3疾病保険料払込免除特約(25):付加しない

特定3疾病保険料払込免除 特約(25)Ⅰ型:付加する

特定3疾病保険料払込免除特約(25)Ⅱ型:付加する

契約年齢(歳)	ライトプラン	ベーシックプラン	保障充実プラン	オプション(選べる特約)				
				どちらかを選択		がん自由診療特約	がん診断特約(25)	
				先進医療・患者申出療養特約(21)	先進医療特約(11)		I型	II型
							1回につき50万円	
0	※ 532	680	1,360	140	110	348	330	370
1	540	692	1,385	140	110	348	335	380
2	542	702	1,405	140	110	348	345	390
3	552	715	1,430	140	110	348	355	400
4	560	730	1,460	140	110	348	365	410
5	567	747	1,495	140	110	348	375	425
6	577	762	1,525	140	110	348	385	435
7	587	780	1,560	140	110	348	395	450
8	597	797	1,595	140	110	348	410	465
9	607	815	1,630	140	110	348	420	480
10	617	830	1,660	140	110	348	435	495
11	630	850	1,700	140	110	348	445	510
12	640	870	1,740	140	110	348	460	530
13	657	897	1,795	140	110	348	475	545
14	670	917	1,835	140	110	348	490	565
15	687	947	1,895	140	110	348	505	585
16	700	970	1,940	140	110	348	520	605
17	717	1,000	2,000	140	110	348	540	625
18	737	1,030	2,060	140	110	348	555	645
19	757	1,062	2,125	140	110	348	575	670
20	777	1,095	2,190	140	110	348	595	690
21	797	1,130	2,260	140	110	348	615	715
22	817	1,165	2,330	140	110	348	635	740
23	840	1,200	2,400	140	110	348	655	770
24	867	1,245	2,490	140	110	348	680	795
25	890	1,282	2,565	140	110	348	705	825
26	917	1,327	2,655	140	110	348	725	855
27	947	1,375	2,750	140	110	348	750	885
28	977	1,425	2,850	140	110	348	775	915
29	1,010	1,475	2,950	140	110	348	800	945
30	1,042	1,525	3,050	140	110	348	825	980
31	1,075	1,577	3,155	140	110	348	855	1,015
32	1,110	1,632	3,265	140	110	348	885	1,050
33	1,150	1,695	3,390	140	110	348	910	1,080
34	1,187	1,755	3,510	140	110	348	935	1,115
35	1,230	1,820	3,640	140	110	348	960	1,145
36	1,267	1,885	3,770	140	110	348	995	1,185
37	1,307	1,952	3,905	140	110	348	1,020	1,220
38	1,355	2,027	4,055	140	110	348	1,050	1,255
39	1,397	2,100	4,200	140	110	348	1,075	1,285
40	1,437	2,167	4,335	140	110	348	1,100	1,320
41	1,485	2,247	4,495	140	110	348	1,135	1,365
42	1,530	2,327	4,655	140	110	348	1,165	1,395
43	1,580	2,412	4,825	140	110	348	1,190	1,430
44	1,627	2,500	5,000	140	110	348	1,215	1,460
45	1,675	2,585	5,170	140	110	348	1,240	1,495
46	1,727	2,677	5,355	140	110	348	1,275	1,535
47	1,777	2,770	5,540	140	110	348	1,300	1,570
48	1,830	2,867	5,735	140	110	348	1,325	1,600
49	1,885	2,967	5,935	140	110	348	1,355	1,635
50	1,922	3,055	6,110	140	110	348	1,385	1,675
51	1,985	3,165	6,330	140	110	348	1,425	1,725
52	2,045	3,275	6,550	140	110	348	1,460	1,765
53	2,107	3,390	6,780	140	110	348	1,495	1,805
54	2,180	3,515	7,030	140	110	348	1,530	1,850
55	2,250	3,642	7,285	140	110	348	1,565	1,895
56	2,330	3,777	7,555	140	110	348	1,610	1,950
57	2,410	3,915	7,830	140	110	348	1,650	2,000
58	2,495	4,057	8,115	140	110	348	1,685	2,045
59	2,582	4,205	8,410	140	110	348	1,725	2,090
60	2,677	4,327	8,655	140	110	348	1,765	2,135
61	2,777	4,482	8,965	140	110	348	1,795	2,175
62	2,880	4,642	9,285	140	110	348	1,830	2,220
63	2,982	4,802	9,605	140	110	348	1,865	2,260
64	3,097	4,970	9,940	140	110	348	1,900	2,300
65	3,207	5,137	10,275	140	110	348	1,930	2,335
66	3,325	5,302	10,605	140	110	348	1,955	2,365
67	3,442	5,470	10,940	140	110	348	1,980	2,395
68	3,565	5,635	11,270	140	110	348	2,005	2,420
69	3,682	5,790	11,580	140	110	348	2,025	2,450
70	3,802	5,945	11,890	140	110	348	2,055	2,480
71	3,917	6,092	12,185	140	110	348	2,080	2,510
72	4,032	6,230	12,460	140	110	348	2,110	2,545
73	4,140	6,365	12,730	140	110	348	2,140	2,580
74	4,247	6,490	12,980	140	110	348	2,170	2,615
75	4,347	6,610	13,220	140	110	348	2,200	2,645
76	4,435	6,715	13,430	140	110	348	2,230	2,675
77	4,522	6,815	13,630	140	110	348	2,255	2,705
78	4,597	6,902	13,805	140	110	348	2,280	2,735
79	4,672	6,982	13,965	140	110	348	2,305	2,760
80	4,737	7,055	14,110	140	110	348	2,330	2,785
81	4,795	7,112	14,225	140	110	348	2,350	2,805
82	4,850	7,167	14,335	140	110	348	2,370	2,825
83	4,892	7,207	14,415	140	110	348	2,390	2,840
84	4,927	7,240	14,480	140	110	348	2,410	2,860
85	4,950	7,260	14,520	140	110	348	2,435	2,875

契約年齢 (歳)	ライト プラン	ベーシック プラン	保障充実 プラン	オプション(選べる特約)				
				どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
				先進医療・ 患者申出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ型	Ⅱ型
0	※ 577	737	1,475	150	118	374	355	400
1	587	752	1,505	151	119	375	365	410
2	592	765	1,530	151	119	375	375	425
3	605	780	1,560	151	119	376	385	435
4	612	800	1,600	152	119	377	400	450
5	622	820	1,640	152	120	378	410	465
6	637	837	1,675	152	120	379	425	475
7	650	860	1,720	153	120	380	435	495
8	662	882	1,765	153	121	381	455	515
9	675	905	1,810	154	121	382	465	530
10	690	925	1,850	154	121	383	485	550
11	705	950	1,900	154	122	384	495	570
12	720	975	1,950	155	122	385	515	595
13	742	1,010	2,020	156	123	387	535	615
14	760	1,037	2,075	156	123	389	555	640
15	782	1,077	2,155	157	124	391	575	665
16	802	1,110	2,220	158	125	393	595	690
17	827	1,150	2,300	159	125	395	620	720
18	855	1,192	2,385	160	126	397	645	745
19	885	1,237	2,475	161	127	400	670	780
20	912	1,282	2,565	161	128	402	700	810
21	945	1,335	2,670	163	129	405	725	845
22	975	1,385	2,770	164	129	407	755	880
23	1,007	1,437	2,875	165	130	410	785	920
24	1,050	1,500	3,000	166	131	413	820	960
25	1,085	1,557	3,115	167	132	416	860	1,005
26	1,127	1,625	3,250	168	133	419	890	1,050
27	1,172	1,697	3,395	170	134	422	930	1,095
28	1,220	1,772	3,545	171	135	425	965	1,140
29	1,270	1,850	3,700	172	136	429	1,010	1,190
30	1,325	1,932	3,865	174	138	433	1,050	1,245
31	1,377	2,015	4,030	175	139	436	1,095	1,300
32	1,432	2,100	4,200	176	140	439	1,145	1,355
33	1,492	2,195	4,390	177	141	442	1,180	1,405
34	1,552	2,287	4,575	178	142	445	1,225	1,460
35	1,617	2,387	4,775	180	142	447	1,265	1,510
36	1,680	2,492	4,985	181	144	451	1,320	1,570
37	1,745	2,597	5,195	182	144	453	1,365	1,630
38	1,817	2,712	5,425	183	145	456	1,410	1,685
39	1,885	2,825	5,650	184	146	459	1,455	1,740
40	1,950	2,932	5,865	185	147	461	1,500	1,795
41	2,027	3,060	6,120	186	148	464	1,555	1,865
42	2,100	3,185	6,370	187	149	466	1,605	1,920
43	2,175	3,312	6,625	188	149	468	1,645	1,980
44	2,250	3,445	6,890	189	150	470	1,685	2,025
45	2,322	3,572	7,145	189	150	472	1,730	2,080
46	2,405	3,717	7,435	190	151	474	1,780	2,145
47	2,480	3,852	7,705	190	151	475	1,825	2,200
48	2,557	3,997	7,995	191	152	476	1,865	2,250
49	2,640	4,145	8,290	191	152	477	1,910	2,305
50	2,700	4,280	8,560	192	153	479	1,960	2,365
51	2,802	4,457	8,915	193	154	481	2,025	2,445
52	2,897	4,630	9,260	194	154	483	2,080	2,515
53	3,000	4,810	9,620	195	155	485	2,140	2,585
54	3,112	5,007	10,015	195	155	487	2,200	2,660
55	3,225	5,207	10,415	196	156	489	2,260	2,735
56	3,360	5,432	10,865	197	157	492	2,335	2,830
57	3,487	5,650	11,300	198	158	494	2,405	2,910
58	3,622	5,877	11,755	199	158	496	2,465	2,990
59	3,762	6,112	12,225	200	159	498	2,535	3,070
60	3,912	6,310	12,620	200	160	500	2,600	3,145
61	4,080	6,570	13,140	202	160	503	2,665	3,225
62	4,240	6,822	13,645	202	161	504	2,725	3,305
63	4,402	7,072	14,145	203	161	506	2,785	3,370
64	4,577	7,330	14,660	203	162	506	2,845	3,440
65	4,742	7,580	15,160	203	162	507	2,890	3,495
66	4,925	7,842	15,685	204	162	508	2,935	3,550
67	5,095	8,082	16,165	204	162	508	2,970	3,590
68	5,265	8,310	16,620	203	162	507	3,005	3,625
69	5,427	8,520	17,040	203	162	506	3,030	3,665
70	5,590	8,727	17,455	203	161	505	3,065	3,700
71	5,755	8,935	17,870	203	161	505	3,105	3,740
72	5,902	9,107	18,215	202	161	504	3,135	3,780
73	6,035	9,265	18,530	201	160	502	3,170	3,820
74	6,162	9,405	18,810	200	160	500	3,200	3,855
75	6,277	9,532	19,065	200	159	498	3,230	3,880
76	6,370	9,632	19,265	199	158	495	3,255	3,905
77	6,457	9,720	19,440	197	157	493	3,275	3,925
78	6,525	9,785	19,570	196	156	490	3,290	3,945
79	6,587	9,835	19,670	195	155	486	3,305	3,955
80	6,632	9,867	19,735	194	154	483	3,315	3,960
81	6,665	9,877	19,755	192	153	480	3,320	3,955
82	6,687	9,875	19,750	191	152	476	3,320	3,955
83	6,695	9,855	19,710	190	151	473	3,320	3,945
84	6,687	9,820	19,640	188	149	469	3,320	3,940
85	6,667	9,770	19,540	187	148	465	3,325	3,925

月払保険料表 男性

抗がん剤治療給付金1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき10万円 特定薬剤治療給付金1か月につき2.5万円

主契約:薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)
保険期間・保険料払込期間:終身 保険料単位:円

特定3疾病保険料払込免除特約(25):付加しない

契約年齢 (歳)	支払対象薬剤 Ⅰ 型		支払対象薬剤 Ⅱ 型		オプション(選べる特約)				
	60回 型	120回 型	60回 型	120回 型	どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
					先進医療・ 患者申出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ 型	Ⅱ 型
								1回につき50万円	
0	※ 547	580	660	712	140	110	348	360	400
1	557	592	675	727	140	110	348	370	405
2	565	600	685	740	140	110	348	375	415
3	570	607	697	755	140	110	348	380	420
4	582	620	712	772	140	110	348	385	430
5	595	635	730	792	140	110	348	395	435
6	602	645	742	810	140	110	348	400	445
7	615	660	762	830	140	110	348	410	455
8	625	670	775	847	140	110	348	420	465
9	640	687	795	872	140	110	348	430	480
10	655	702	815	892	140	110	348	440	490
11	665	717	832	912	140	110	348	450	500
12	682	735	855	940	140	110	348	460	515
13	700	755	877	967	140	110	348	470	525
14	717	775	905	997	140	110	348	480	540
15	737	797	930	1,027	140	110	348	495	555
16	757	820	957	1,060	140	110	348	505	570
17	777	842	987	1,092	140	110	348	520	585
18	797	867	1,017	1,127	140	110	348	535	600
19	820	895	1,047	1,165	140	110	348	550	620
20	842	922	1,082	1,202	140	110	348	565	640
21	872	952	1,120	1,247	140	110	348	580	655
22	895	980	1,152	1,287	140	110	348	600	680
23	920	1,010	1,187	1,327	140	110	348	620	705
24	950	1,045	1,230	1,377	140	110	348	640	730
25	977	1,077	1,270	1,422	140	110	348	665	755
26	1,012	1,115	1,315	1,477	140	110	348	685	780
27	1,047	1,155	1,362	1,532	140	110	348	710	810
28	1,077	1,192	1,407	1,585	140	110	348	735	840
29	1,115	1,237	1,460	1,645	140	110	348	760	870
30	1,157	1,282	1,512	1,707	140	110	348	790	905
31	1,205	1,337	1,575	1,782	140	110	348	825	950
32	1,247	1,387	1,635	1,850	140	110	348	860	985
33	1,300	1,447	1,702	1,930	140	110	348	895	1,030
34	1,345	1,502	1,767	2,005	140	110	348	930	1,070
35	1,402	1,565	1,840	2,092	140	110	348	970	1,120
36	1,460	1,632	1,917	2,180	140	110	348	1,020	1,175
37	1,520	1,702	1,997	2,275	140	110	348	1,065	1,225
38	1,582	1,772	2,077	2,367	140	110	348	1,110	1,280
39	1,652	1,855	2,167	2,472	140	110	348	1,160	1,340
40	1,725	1,937	2,257	2,577	140	110	348	1,210	1,400
41	1,802	2,025	2,357	2,695	140	110	348	1,275	1,470
42	1,882	2,117	2,460	2,812	140	110	348	1,330	1,540
43	1,962	2,212	2,562	2,935	140	110	348	1,395	1,610
44	2,055	2,317	2,675	3,067	140	110	348	1,455	1,685
45	2,150	2,425	2,792	3,205	140	110	348	1,525	1,765
46	2,252	2,545	2,920	3,350	140	110	348	1,605	1,860
47	2,350	2,657	3,042	3,495	140	110	348	1,680	1,945
48	2,460	2,785	3,175	3,650	140	110	348	1,760	2,035
49	2,570	2,910	3,310	3,807	140	110	348	1,840	2,130
50	2,685	3,045	3,432	3,952	140	110	348	1,925	2,225
51	2,812	3,190	3,585	4,127	140	110	348	2,025	2,340
52	2,937	3,337	3,735	4,305	140	110	348	2,110	2,445
53	3,072	3,492	3,895	4,492	140	110	348	2,200	2,550
54	3,210	3,652	4,060	4,682	140	110	348	2,295	2,655
55	3,355	3,822	4,232	4,885	140	110	348	2,385	2,765
56	3,515	4,005	4,417	5,100	140	110	348	2,495	2,890
57	3,667	4,185	4,600	5,312	140	110	348	2,595	3,005
58	3,832	4,377	4,795	5,540	140	110	348	2,695	3,120
59	4,000	4,572	4,990	5,767	140	110	348	2,795	3,235
60	4,160	4,757	5,140	5,940	140	110	348	2,900	3,360
61	4,335	4,965	5,345	6,180	140	110	348	3,030	3,510
62	4,517	5,182	5,557	6,427	140	110	348	3,140	3,635
63	4,700	5,400	5,770	6,675	140	110	348	3,250	3,760
64	4,890	5,627	5,992	6,930	140	110	348	3,350	3,875
65	5,090	5,865	6,222	7,195	140	110	348	3,445	3,985
66	5,285	6,097	6,450	7,455	140	110	348	3,555	4,110
67	5,487	6,335	6,687	7,717	140	110	348	3,630	4,195
68	5,685	6,567	6,920	7,975	140	110	348	3,700	4,275
69	5,882	6,797	7,152	8,225	140	110	348	3,770	4,350
70	6,080	7,022	7,382	8,470	140	110	348	3,830	4,420
71	6,260	7,230	7,595	8,692	140	110	348	3,920	4,520
72	6,432	7,427	7,795	8,900	140	110	348	3,985	4,585
73	6,590	7,610	7,980	9,092	140	110	348	4,045	4,650
74	6,732	7,780	8,145	9,272	140	110	348	4,100	4,715
75	6,862	7,935	8,292	9,435	140	110	348	4,160	4,775
76	6,960	8,062	8,405	9,567	140	110	348	4,215	4,835
77	7,045	8,172	8,497	9,682	140	110	348	4,270	4,890
78	7,110	8,265	8,572	9,777	140	110	348	4,320	4,940
79	7,160	8,342	8,627	9,857	140	110	348	4,365	4,990
80	7,187	8,395	8,660	9,915	140	110	348	4,410	5,030
81	7,200	8,430	8,675	9,952	140	110	348	4,445	5,065
82	7,202	8,452	8,682	9,980	140	110	348	4,480	5,095
83	7,190	8,460	8,672	9,990	140	110	348	4,510	5,120
84	7,167	8,452	8,655	9,987	140	110	348	4,540	5,145
85	7,135	8,432	8,627	9,975	140	110	348	4,565	5,160

特定3疾病保険料払込免除 特約(25) Ⅰ型:付加する

契約 年齢 (歳)	支払対象薬剤 Ⅰ 型		支払対象薬剤 Ⅱ 型		オプション(選べる特約)				
	60回 型	120回 型	60回 型	120回 型	どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
					先進医療・ 患者申出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ 型	Ⅱ 型
0	※ 577	612	697	752	147	116	367	380	425
1	590	625	712	770	148	116	367	395	430
2	597	635	725	782	148	116	367	400	440
3	602	642	737	800	148	116	368	405	445
4	617	657	755	820	148	117	368	410	460
5	632	675	775	842	148	117	369	420	465
6	640	685	790	862	148	117	369	430	475
7	655	702	812	885	149	117	370	440	485
8	667	715	827	905	149	117	370	450	500
9	682	735	850	932	149	117	371	460	515
10	700	752	872	955	149	118	372	475	525
11	712	770	892	980	150	118	372	485	540
12	735	790	920	1,012	150	118	373	500	555
13	755	815	947	1,045	151	119	374	510	570
14	777	840	980	1,080	151	119	376	525	590
15	800	865	1,010	1,117	151	119	377	540	605
16	825	895	1,045	1,155	152	120	378	555	625
17	850	922	1,080	1,195	152	120	379	575	645
18	875	952	1,117	1,237	153	121	381	590	665
19	905	987	1,155	1,285	154	121	382	610	690
20	932	1,022	1,200	1,332	154	122	384	630	715
21	970	1,060	1,247	1,390	155	122	386	650	735
22	1,002	1,097	1,290	1,440	156	123	387	680	765
23	1,035	1,137	1,337	1,495	156	123	389	705	800
24	1,075	1,182	1,392	1,560	157	124	391	730	830
25	1,112	1,227	1,447	1,620	158	125	393	765	865
26	1,160	1,277	1,507	1,695	159	126	396	795	900
27	1,210	1,332	1,572	1,770	160	126	398	825	940
28	1,252	1,387	1,637	1,845	161	127	401	860	985
29	1,307	1,450	1,710	1,927	162	128	404	900	1,025
30	1,367	1,515	1,787	2,017	163	129	406	940	1,075
31	1,435	1,595	1,877	2,125	165	130	410	990	1,140
32	1,500	1,667	1,965	2,225	166	131	413	1,040	1,190
33	1,575	1,755	2,065	2,342	167	132	416	1,095	1,255
34	1,647	1,840	2,165	2,457	169	133	420	1,145	1,315
35	1,735	1,935	2,275	2,587	170	135	424	1,205	1,390
36	1,825	2,042	2,400	2,727	172	136	428	1,280	1,475
37	1,922	2,152	2,527	2,877	174	138	432	1,350	1,550
38	2,022	2,267	2,657	3,030	175	139	437	1,425	1,640
39	2,137	2,400	2,805	3,200	177	140	441	1,505	1,735
40	2,257	2,535	2,955	3,375	179	142	446	1,585	1,830
41	2,392	2,687	3,130	3,577	181	144	452	1,690	1,945
42	2,530	2,847	3,307	3,782	183	146	457	1,785	2,065
43	2,672	3,015	3,492	4,000	186	147	463	1,895	2,185
44	2,837	3,200	3,695	4,237	188	149	469	2,005	2,315
45	3,007	3,395	3,910	4,487	190	151	475	2,130	2,460
46	3,202	3,620	4,152	4,767	193	154	482	2,270	2,625
47	3,392	3,835	4,392	5,047	196	156	488	2,410	2,785
48	3,602	4,077	4,650	5,347	198	158	495	2,560	2,955
49	3,820	4,325	4,920	5,660	201	160	502	2,710	3,135
50	4,047	4,592	5,177	5,962	204	162	508	2,880	3,325
51	4,310	4,890	5,497	6,332	207	165	517	3,070	3,545
52	4,570	5,190	5,812	6,700	210	167	524	3,245	3,755
53	4,845	5,510	6,145	7,087	213	170	531	3,430	3,965
54	5,132	5,840	6,495	7,492	215	172	537	3,620	4,185
55	5,435	6,192	6,857	7,915	218	174	544	3,815	4,415
56	5,777	6,585	7,262	8,387	221	177	552	4,045	4,675
57	6,102	6,965	7,655	8,845	224	179	559	4,255	4,920
58	6,450	7,367	8,072	9,327	226	181	565	4,470	5,170
59	6,810	7,787	8,497	9,822	229	183	572	4,690	5,420
60	7,160	8,190	8,850	10,230	232	185	578	4,920	5,695
61	7,567	8,670	9,332	10,792	235	188	587	5,205	6,020
62	7,965	9,137	9,800	11,337	237	190	593	5,450	6,300
63	8,362	9,610	10,270	11,880	240	192	598	5,695	6,575
64	8,767	10,090	10,742	12,427	241	193	603	5,920	6,835
65	9,167	10,565	11,210	12,965	243	194	607	6,120	7,070
66	9,585	11,060	11,700	13,525	245	196	611	6,345	7,325
67	9,962	11,505	12,142	14,017	245	196	612	6,490	7,495
68	10,317	11,920	12,562	14,477	245	196	613	6,620	7,640
69	10,655	12,312	12,957	14,902	245	196	612	6,735	7,760
70	10,977	12,682	13,332	15,297	245	196	611	6,830	7,875
71	11,302	13,055	13,715	15,700	245	196	611	6,975	8,035
72	11,560	13,350	14,012	16,000	244	195	609	7,060	8,120
73	11,782	13,607	14,270	16,262	243	194	606	7,135	8,195
74	11,967	13,830	14,480	16,485	241	193	603	7,195	8,265
75	12,117	14,015	14,647	16,665	240	192	599	7,255	8,320
76	12,210	14,145	14,747	16,787	239	191	596	7,305	8,370
77	12,275	14,242	14,810	16,875	237	189	592	7,350	8,410
78	12,295	14,295	14,825	16,915	235	188	587	7,380	8,430
79	12,282	14,310	14,800	16,912	233	187	583	7,400	8,450
80	12,222	14,277	14,727	16,865	231	185	578	7,410	8,440
81	12,142	14,217	14,630	16,787	230	183	573	7,405	8,430
82	12,037	14,130	14,512	16,682	228	182	568	7,400	8,405
83	11,907	14,010	14,362	16,545	226	180	563	7,385	8,375
84	11,757	13,865	14,200	16,385	224	178	558	7,360	8,335
85	11,587	13,695	14,012	16,202	221	177	553	7,330	8,280

月払保険料表 女性

抗がん剤治療給付金1か月につき5万円 自由診療抗がん剤治療給付金1か月につき10万円 特定薬剤治療給付金1か月につき2.5万円

主契約:薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)
保険期間・保険料払込期間:終身 保険料単位:円

特定3疾病保険料払込免除特約(25):付加しない

契約 年齢 (歳)	支払対象薬剤 Ⅰ 型		支払対象薬剤 Ⅱ 型		オプション(選べる特約)				
	60回 型	120回 型	60回 型	120回 型	どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
					先進医療・ 患者申出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ 型	Ⅱ 型
								1回につき50万円	
0	※ 532	552	640	680	140	110	348	330	370
1	540	562	652	692	140	110	348	335	380
2	542	565	660	702	140	110	348	345	390
3	552	575	672	715	140	110	348	355	400
4	560	585	685	730	140	110	348	365	410
5	567	595	697	747	140	110	348	375	425
6	577	605	712	762	140	110	348	385	435
7	587	615	727	780	140	110	348	395	450
8	597	625	742	797	140	110	348	410	465
9	607	637	757	815	140	110	348	420	480
10	617	647	772	830	140	110	348	435	495
11	630	660	790	850	140	110	348	445	510
12	640	672	807	870	140	110	348	460	530
13	657	690	830	897	140	110	348	475	545
14	670	702	850	917	140	110	348	490	565
15	687	722	875	947	140	110	348	505	585
16	700	737	895	970	140	110	348	520	605
17	717	757	922	1,000	140	110	348	540	625
18	737	777	950	1,030	140	110	348	555	645
19	757	800	977	1,062	140	110	348	575	670
20	777	820	1,005	1,095	140	110	348	595	690
21	797	842	1,035	1,130	140	110	348	615	715
22	817	867	1,067	1,165	140	110	348	635	740
23	840	890	1,097	1,200	140	110	348	655	770
24	867	920	1,135	1,245	140	110	348	680	795
25	890	945	1,170	1,282	140	110	348	705	825
26	917	977	1,210	1,327	140	110	348	725	855
27	947	1,010	1,252	1,375	140	110	348	750	885
28	977	1,042	1,295	1,425	140	110	348	775	915
29	1,010	1,075	1,337	1,475	140	110	348	800	945
30	1,042	1,112	1,382	1,525	140	110	348	825	980
31	1,075	1,150	1,430	1,577	140	110	348	855	1,015
32	1,110	1,187	1,477	1,632	140	110	348	885	1,050
33	1,150	1,230	1,532	1,695	140	110	348	910	1,080
34	1,187	1,272	1,582	1,755	140	110	348	935	1,115
35	1,230	1,317	1,642	1,820	140	110	348	960	1,145
36	1,267	1,362	1,697	1,885	140	110	348	995	1,185
37	1,307	1,407	1,755	1,952	140	110	348	1,020	1,220
38	1,355	1,460	1,820	2,027	140	110	348	1,050	1,255
39	1,397	1,507	1,882	2,100	140	110	348	1,075	1,285
40	1,437	1,552	1,940	2,167	140	110	348	1,100	1,320
41	1,485	1,605	2,007	2,247	140	110	348	1,135	1,365
42	1,530	1,657	2,075	2,327	140	110	348	1,165	1,395
43	1,580	1,715	2,147	2,412	140	110	348	1,190	1,430
44	1,627	1,770	2,220	2,500	140	110	348	1,215	1,460
45	1,675	1,825	2,290	2,585	140	110	348	1,240	1,495
46	1,727	1,885	2,367	2,677	140	110	348	1,275	1,535
47	1,777	1,945	2,445	2,770	140	110	348	1,300	1,570
48	1,830	2,005	2,525	2,867	140	110	348	1,325	1,600
49	1,885	2,070	2,607	2,967	140	110	348	1,355	1,635
50	1,922	2,117	2,675	3,055	140	110	348	1,385	1,675
51	1,985	2,190	2,765	3,165	140	110	348	1,425	1,725
52	2,045	2,260	2,855	3,275	140	110	348	1,460	1,765
53	2,107	2,335	2,950	3,390	140	110	348	1,495	1,805
54	2,180	2,420	3,052	3,515	140	110	348	1,530	1,850
55	2,250	2,505	3,157	3,642	140	110	348	1,565	1,895
56	2,330	2,597	3,270	3,777	140	110	348	1,610	1,950
57	2,410	2,690	3,382	3,915	140	110	348	1,650	2,000
58	2,495	2,790	3,502	4,057	140	110	348	1,685	2,045
59	2,582	2,895	3,625	4,205	140	110	348	1,725	2,090
60	2,677	3,005	3,732	4,327	140	110	348	1,765	2,135
61	2,777	3,120	3,865	4,482	140	110	348	1,795	2,175
62	2,880	3,237	4,002	4,642	140	110	348	1,830	2,220
63	2,982	3,357	4,142	4,802	140	110	348	1,865	2,260
64	3,097	3,487	4,290	4,970	140	110	348	1,900	2,300
65	3,207	3,615	4,440	5,137	140	110	348	1,930	2,335
66	3,325	3,745	4,592	5,302	140	110	348	1,955	2,365
67	3,442	3,875	4,750	5,470	140	110	348	1,980	2,395
68	3,565	4,007	4,907	5,635	140	110	348	2,005	2,420
69	3,682	4,132	5,062	5,790	140	110	348	2,025	2,450
70	3,802	4,260	5,222	5,945	140	110	348	2,055	2,480
71	3,917	4,380	5,372	6,092	140	110	348	2,080	2,510
72	4,032	4,497	5,517	6,230	140	110	348	2,110	2,545
73	4,140	4,612	5,655	6,365	140	110	348	2,140	2,580
74	4,247	4,725	5,785	6,490	140	110	348	2,170	2,615
75	4,347	4,835	5,902	6,610	140	110	348	2,200	2,645
76	4,435	4,935	6,000	6,715	140	110	348	2,230	2,675
77	4,522	5,035	6,090	6,815	140	110	348	2,255	2,705
78	4,597	5,125	6,162	6,902	140	110	348	2,280	2,735
79	4,672	5,212	6,232	6,982	140	110	348	2,305	2,760
80	4,737	5,290	6,290	7,055	140	110	348	2,330	2,785
81	4,795	5,360	6,337	7,112	140	110	348	2,350	2,805
82	4,850	5,422	6,380	7,167	140	110	348	2,370	2,825
83	4,892	5,475	6,412	7,207	140	110	348	2,390	2,840
84	4,927	5,517	6,435	7,240	140	110	348	2,410	2,860
85	4,950	5,547	6,450	7,260	140	110	348	2,435	2,875

特定3疾病保険料払込免除 特約(25) Ⅰ型:付加する

契約 年齢 (歳)	支払対象薬剤 Ⅰ 型		支払対象薬剤 Ⅱ 型		オプション(選べる特約)				
	60回 型	120回 型	60回 型	120回 型	どちらかを選択		がん 自由診療 特約	がん診断特約(25)	
					先進医療・ 患者申出 療養特約(21)	先進医療 特約 (11)		Ⅰ 型	Ⅱ 型
0	※ 577	600	695	737	150	118	374	355	400
1	587	612	710	752	151	119	375	365	410
2	592	617	720	765	151	119	375	375	425
3	605	627	735	780	151	119	376	385	435
4	612	640	750	800	152	119	377	400	450
5	622	652	765	820	152	120	378	410	465
6	637	667	785	837	152	120	379	425	475
7	650	680	802	860	153	120	380	435	495
8	662	692	822	882	153	121	381	455	515
9	675	707	840	905	154	121	382	465	530
10	690	722	860	925	154	121	383	485	550
11	705	737	882	950	154	122	384	495	570
12	720	755	905	975	155	122	385	515	595
13	742	777	935	1,010	156	123	387	535	615
14	760	797	962	1,037	156	123	389	555	640
15	782	822	995	1,077	157	124	391	575	665
16	802	845	1,025	1,110	158	125	393	595	690
17	827	875	1,062	1,150	159	125	395	620	720
18	855	902	1,100	1,192	160	126	397	645	745
19	885	932	1,140	1,237	161	127	400	670	780
20	912	962	1,177	1,282	161	128	402	700	810
21	945	997	1,222	1,335	163	129	405	725	845
22	975	1,032	1,270	1,385	164	129	407	755	880
23	1,007	1,067	1,315	1,437	165	130	410	785	920
24	1,050	1,112	1,370	1,500	166	131	413	820	960
25	1,085	1,150	1,422	1,557	167	132	416	860	1,005
26	1,127	1,200	1,482	1,625	168	133	419	890	1,050
27	1,172	1,250	1,547	1,697	170	134	422	930	1,095
28	1,220	1,300	1,610	1,772	171	135	425	965	1,140
29	1,270	1,352	1,677	1,850	172	136	429	1,010	1,190
30	1,325	1,412	1,752	1,932	174	138	433	1,050	1,245
31	1,377	1,472	1,827	2,015	175	139	436	1,095	1,300
32	1,432	1,532	1,902	2,100	176	140	439	1,145	1,355
33	1,492	1,597	1,985	2,195	177	141	442	1,180	1,405
34	1,552	1,662	2,065	2,287	178	142	445	1,225	1,460
35	1,617	1,732	2,155	2,387	180	142	447	1,265	1,510
36	1,680	1,805	2,245	2,492	181	144	451	1,320	1,570
37	1,745	1,877	2,335	2,597	182	144	453	1,365	1,630
38	1,817	1,957	2,435	2,712	183	145	456	1,410	1,685
39	1,885	2,032	2,535	2,825	184	146	459	1,455	1,740
40	1,950	2,105	2,627	2,932	185	147	461	1,500	1,795
41	2,027	2,190	2,735	3,060	186	148	464	1,555	1,865
42	2,100	2,272	2,842	3,185	187	149	466	1,605	1,920
43	2,175	2,360	2,952	3,312	188	149	468	1,645	1,980
44	2,250	2,445	3,060	3,445	189	150	470	1,685	2,025
45	2,322	2,527	3,167	3,572	189	150	472	1,730	2,080
46	2,405	2,622	3,290	3,717	190	151	474	1,780	2,145
47	2,480	2,712	3,402	3,852	190	151	475	1,825	2,200
48	2,557	2,802	3,522	3,997	191	152	476	1,865	2,250
49	2,640	2,897	3,645	4,145	191	152	477	1,910	2,305
50	2,700	2,972	3,750	4,280	192	153	479	1,960	2,365
51	2,802	3,090	3,895	4,457	193	154	481	2,025	2,445
52	2,897	3,200	4,037	4,630	194	154	483	2,080	2,515
53	3,000	3,320	4,187	4,810	195	155	485	2,140	2,585
54	3,112	3,452	4,350	5,007	195	155	487	2,200	2,660
55	3,225	3,590	4,517	5,207	196	156	489	2,260	2,735
56	3,360	3,742	4,705	5,432	197	157	492	2,335	2,830
57	3,487	3,890	4,885	5,650	198	158	494	2,405	2,910
58	3,622	4,050	5,075	5,877	199	158	496	2,465	2,990
59	3,762	4,215	5,272	6,112	200	159	498	2,535	3,070
60	3,912	4,390	5,445	6,310	200	160	500	2,600	3,145
61	4,080	4,580	5,667	6,570	202	160	503	2,665	3,225
62	4,240	4,765	5,885	6,822	202	161	504	2,725	3,305
63	4,402	4,955	6,105	7,072	203	161	506	2,785	3,370
64	4,577	5,150	6,330	7,330	203	162	506	2,845	3,440
65	4,742	5,340	6,555	7,580	203	162	507	2,890	3,495
66	4,925	5,545	6,795	7,842	204	162	508	2,935	3,550
67	5,095	5,732	7,020	8,082	204	162	508	2,970	3,590
68	5,265	5,917	7,240	8,310	203	162	507	3,005	3,625
69	5,427	6,087	7,455	8,520	203	162	506	3,030	3,665
70	5,590	6,257	7,667	8,727	203	161	505	3,065	3,700
71	5,755	6,430	7,882	8,935	203	161	505	3,105	3,740
72	5,902	6,580	8,067	9,107	202	161	504	3,135	3,780
73	6,035	6,720	8,235	9,265	201	160	502	3,170	3,820
74	6,162	6,852	8,385	9,405	200	160	500	3,200	3,855
75	6,277	6,977	8,512	9,532	200	159	498	3,230	3,880
76	6,370	7,085	8,610	9,632	199	158	495	3,255	3,905
77	6,457	7,187	8,687	9,720	197	157	493	3,275	3,925
78	6,525	7,272	8,740	9,785	196	156	490	3,290	3,945
79	6,587	7,347	8,780	9,835	195	155	486	3,305	3,955
80	6,632	7,402	8,800	9,867	194	154	483	3,315	3,960
81	6,665	7,447	8,802	9,877	192	153	480	3,320	3,955
82	6,687	7,477	8,792	9,875	191	152	476	3,320	3,955
83	6,695	7,490	8,770	9,855	190	151	473	3,320	3,945
84	6,687	7,487	8,730	9,820	188	149	469	3,320	3,940
85	6,667	7,467	8,680	9,770	187	148	465	3,325	3,925

保障内容などに関するよくある質問 主契約について

Q 1 薬剤治療を複数回受けた場合、給付金が支払われるケースと支払われないケースを教えてください。

A 1 抗がん剤治療給付金、自由診療抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金のお支払いは、それぞれ同一の月で1回を限度としています。具体的なお支払いのケースは、以下をご参照ください。

同一の月に薬剤治療を複数回受けられた場合

ケース1 異なる給付金の場合 (抗がん剤治療給付金と特定薬剤治療給付金の場合)

抗がん剤治療① 特定薬剤治療①

4/1 4/30

抗がん剤治療①と特定薬剤治療①のいずれもお受け取りいただけます。

ケース2 同一の給付金の場合 (例は抗がん剤治療給付金と抗がん剤治療給付金の場合)

抗がん剤治療① 抗がん剤治療②

4/1 4/30

抗がん剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある抗がん剤治療②はお受け取りいただけません。

ケース3 同一の種類の給付金の場合で、薬剤治療の原因となる疾病が異なる場合 (例は心疾患と肝疾患の場合)

心疾患による特定薬剤治療① 肝疾患による特定薬剤治療②

4/1 4/30

心疾患による特定薬剤治療①がお支払いの対象となるため、同一の月にある肝疾患による特定薬剤治療②はお受け取りいただけません。

Q 2 同一の月に、複数月分の薬剤を処方された場合はどうなりますか？

A 2 同一の月に複数月分の薬剤を処方されても、給付金のお支払いは1か月分 (処方月分) のみとなります。

特定薬剤治療により薬剤を2か月分処方

特定薬剤治療給付金 (1か月分) をお支払いします。 特定薬剤治療給付金をお支払いできません。

4/1 5/1 6/1

4月に5月分も含めて2か月分の薬剤を処方されていますが、5月に新たに薬剤を処方されていないことから、4月分 (処方月分) のみをお受け取りいただけます (5月分はお受け取りいただけません)。

Q 3 入院中に薬剤治療を受けた場合でも、支払いの対象となりますか？

A 3 お支払いの対象となります。入院中に、注射や点滴などによって所定の薬剤を投与された場合や飲み薬などの所定の薬剤を処方された場合でも、お支払いの対象となります。病院発行の「診療明細書」などで薬剤名をご確認いただけます。

Q 4 支払いの対象となる薬剤名について教えてください。

A 4 お支払いの対象となる主な薬剤は下表のとおりとなります。 (2024年6月時点)

対象疾病	薬剤	一般名	主な対応病名
がん (上皮内がん含む)	抗がん剤	抗悪性腫瘍薬	フルオロウラシル 胃がん
		ホルモン剤	タモキシフェンクエン酸塩 乳がん
		分子標的治療薬	ペバシズマブ (遺伝子組換え) 結腸がん・直腸がん
		免疫チェックポイント阻害剤	ニボルマブ (遺伝子組換え) 非小細胞肺癌
心疾患 脳血管疾患 動脈・静脈疾患	抗血栓薬	血栓溶解薬	アルテプラゼ (遺伝子組換え) 急性心筋梗塞
		抗凝固薬	ワルファリンカリウム 心房細動
		抗血小板薬	クロピドグレル硫酸塩 脳梗塞
腎疾患	免疫抑制薬	ステロイド薬*1	メチルプレドニゾロン ネフローゼ症候群
		免疫抑制薬	リソキシマブ (遺伝子組換え) ネフローゼ症候群
肝疾患	抗肝炎ウイルス薬	インターフェロン製剤	インターフェオンアルファ (NAMALWA) C型慢性肝炎
		抗肝炎ウイルス薬	ソホスブビル C型慢性肝炎
脾疾患	蛋白分解酵素阻害薬		カモスタットメシル酸塩 慢性脾炎
糖尿病	インスリン・GLP-1 受容体作動薬	インスリン製剤	インスリンアスパルト (遺伝子組換え) 糖尿病
		GLP-1 受容体作動薬	リラグルチド (遺伝子組換え) 2型糖尿病
脂質異常症	PCSK9阻害薬		エボロクマブ (遺伝子組換え) 高コレステロール血症

*1 皮膚炎などに使用される外用剤のステロイド薬については支払対象薬剤とはなりません。

支払対象薬剤は、「医薬品ナビ」をご確認ください。「医薬品ナビ」については9～10ページをご参照ください。

Q 5 9疾病の治療で支払いの対象となる薬剤は、どのくらい使用されているのですか？

A 5 メディケア生命が9疾病の患者を対象にしたアンケートでは、次のような結果となっています。

<薬剤治療を行った割合*2 (主な疾患の例)>

がん	41.8%	心疾患	19.4%	脳血管疾患	26.4%
動脈・静脈疾患	31.4%	腎疾患	37.3%	肝疾患	39.5%
脾疾患	58.0%	糖尿病	36.4%	脂質異常症	13.3%

*2 手術や薬剤治療などさまざまな治療法のうち、支払対象薬剤による治療を行った人の割合
メディケア生命「2024年 疾患、がんに関するアンケート」より (診断から5年以上経過した人を対象としています。)

Q 6 診断書は、請求の都度提出しなければならないのですか？

A 6 初回のご請求の際には診断書の提出が必要になりますが、2回目以降のご請求の際には、メディケア生命所定の条件により、診断書に代えて病院から発行される「診療明細書」や、薬局から発行される「調剤明細書」などの“薬剤名が確認できる書類”により請求することができます。

提出書類などの詳細はメディケア生命までお問い合わせください。

保障内容などに関するよくある質問

Q7 主契約の「自由診療抗がん剤治療給付金」と、がん自由診療特約の「がん自由診療給付金」の違いを教えてください。

A7 以下のような違いがあります。

	先進医療	患者申出療養	評価療養 (先進医療は除く)	自由診療
主契約の 自由診療抗がん剤 治療給付金	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	○ お支払対象 (抗がん剤治療のみ)	× お支払対象外	○ お支払対象 (欧米で承認されている 所定の抗がん剤治療のみ)
がん自由診療特約の がん自由診療給付金	× お支払対象外	× お支払対象外	○ お支払対象 (所定の評価療養)	○ お支払対象 (特定病院で受けられた 所定の自由診療)

*詳細は7～8、12ページをご確認ください。

Q8 責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合について教えてください。

A8 付加される特約により異なります。詳細は、以下をご参照ください。

<特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障>

責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合、無効のお申出がないときは特約が継続しますが、その後、新たにがんと診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。

責任開始期 がん診断確定 がん責任開始日 新たながん診断確定(再発・転移を含みます。)

お払込みを免除しません お払込みを免除しません

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。

<がん診断特約(25)の保障>

責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後もこの特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に以下のいずれかのお支払理由に該当された場合は、お支払いします。

- 新たながん診断確定されたとき(再発・転移を含みます。)(**I型** **II型**)
- がんにより、入院をされたとき(入院を継続されているときを含みます。)(**I型** **II型**)
- がんにより、所定の通院をされたとき(**II型**)
- がん性疼痛等の緩和のため、所定の緩和ケアを受けられたとき(**II型**)

責任開始期 がん診断確定 がん責任開始日 上記お支払理由のいずれかに該当した場合 初回のがん診断から1年経過 上記お支払理由のいずれかに該当した場合

お支払いしません お支払いしません お支払いします

Q9 先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療について教えてください。

A9 公的医療保険制度における各種療養の概要と、一般的な自由診療については、以下をご参照ください。

先進医療	厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
評価療養	先進医療以外に評価療養には次のようなものがあります。 ・製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(承認事項の変更申請がなされている場合等)
患者申出療養	厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。 自由診療には、例えば次のようなものがあります。 ・保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(評価療養に該当しない場合) ・欧米では承認されているものの、日本国内では未承認の医薬品を使用する診療等

*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。

Q10 最新の治療において、公的医療保険制度の給付対象とならない費用について教えてください。

A10 以下のとおりです。

<医療費の自己負担割合(6歳以上70歳未満の場合)>

	公的医療保険制度の給付対象となる治療	先進医療による治療	患者申出療養による治療	評価療養による治療(先進医療は除く)	自由診療による治療
一般の診療・検査・入院などにかかる費用	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	3割負担※1	全額自己負担
治療そのものにかかる費用	3割負担※1	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担

先進医療・患者申出療養特約(21)を付加された場合
全額給付対象※2
自己負担額0円
(通算2,000万円限度※3)

がん自由診療特約を付加された場合
全額給付対象※4
自己負担額0円
(通算1億円限度※5)

*記載の内容は2025年2月時点の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
*先進医療、患者申出療養、評価療養(先進医療は除く)、自由診療についてはQ9・A9をご覧ください。
※1 年齢や所得によって異なります。高額療養費制度の対象となります。
※2 詳細は11ページをご覧ください。
※3 先進医療・患者申出療養給付金と先進医療・患者申出療養一時給付金を通算して2,000万円をお支払限度とします。
※4 がんを原因として、メディケア生命所定のお支払理由に該当した場合に給付対象となります。
「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。
がん自由診療特約についての詳細は12ページをご覧ください。
※5 1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円をお支払限度とします。

メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス

1

医師・保健師・看護師などの経験豊かなスタッフによる

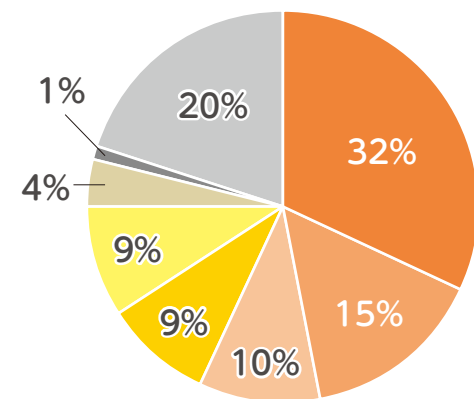
24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族

ご相談いただける内容

健康	食事や運動、 人間ドック・健診結果の見方 など
医療	気になる体の症状についての相談、 治療に関する相談 など
介護	運動指導、食事指導、 介護施設、介護保険 など
育児	不妊症および専門医、 産院情報・出産方法 など
メンタルヘルス	対人関係の悩み、子育てのストレス、 不登校・いじめ など

＜相談内容分類＞



■ 気になる体の症状についての相談
■ 治療に関する相談
■ ストレス・メンタルヘルスに関する相談
■ 母子保健・育児に関する相談
■ 夜間・休日の医療機関案内
■ 家庭看護・介護に関する相談
■ 健康保持・増進に関する相談
■ その他
ティーベック株式会社
「2023年4月～2024年3月相談実績」より

*専門医による電話相談(予約制)も承ります。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～22:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

2

女性のための 経験豊かな女性看護師などによる

24時間365日年中無休の電話健康相談サービス

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者とその配偶者および同居のご家族に該当する女性の方

女性ならではの病気や症状に対する不安や心身の健康に関する悩みを、24時間いつでも女性看護師などに相談できます。

ご相談いただける内容 女性に多い病気、妊娠・出産にかかわる症状 など

*受付は男性スタッフになることがあります。

3

メディカルナビゲーション

ご利用いただける方 この保険の契約者・被保険者

A セカンドオピニオン※¹手配サービス

納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※²)へセカンドオピニオンを手配します。

こんなときに
ご相談ください!

- 他に治療法がないのか? その専門分野の医師に相談したい
- 治療方針は本当に正しいのか、主治医の勧める治療について迷っている

B 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

こんなときに
ご相談ください!

- 通院先では治療できないと言われた…
- 高度な医療が必要らしいが、どうしたらいいのかわからない

C 『ドクターが薦める専門医』情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医※³をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域等をお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

こんなときに
ご相談ください!

- 持病があり通院しているが、引っ越すことになった。
その地域で専門性の高い専門医の情報が知りたい
- 主治医からがんと診断された。自分のがん精通した専門医にかかりたい

※¹ 現在かかっている医師とは別の医師の意見を聞くこと。

※² 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師。

※³ 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医。

受付時間は月曜日～土曜日9:00～18:00(日曜、祝日および12月31日～1月3日を除く)

*このサービスはメディケア生命保険株式会社から業務の委託を受けたティーベック株式会社が提供します。
*このサービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
*利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。

ご契約に際しての
重要事項

契約概要

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。お支払理由の詳細や留意点などについては「ご契約のしおり」「約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項は、「注意喚起情報」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
 - 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
 - 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-315056
 - ホームページ：https://www.medicarelife.com/
- メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

 - メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- がんをはじめとする所定の疾病にかかる薬剤治療を一生にわたり保障する医療保険です。
- 各種特約を付加することにより、保障をさらに充実させることもできます。

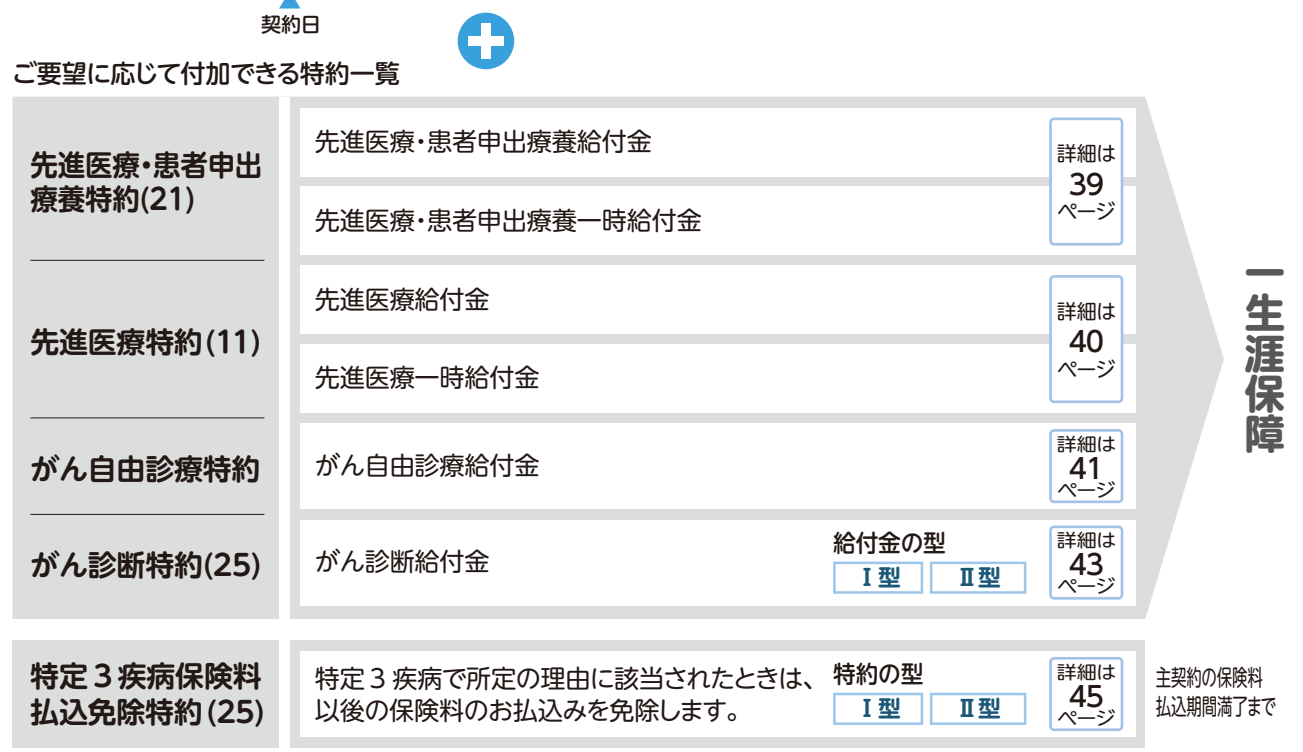
3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・保険料払込経路は以下のとおりです。

保険期間	保険料払込期間	保険料払込回数	保険料払込経路
終身	終身、有期(55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳まで)	月払い・年払い・半年払い	第1回:振込み扱い、口座振替扱い※、クレジットカード扱い※ 第2回以後:口座振替扱い※、クレジットカード扱い※

※第1回保険料の払込経路を口座振替扱い、またはクレジットカード扱いとされた場合、第2回以後の保険料払込経路は第1回保険料の払込経路と同一となります。

●契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約応当日の前日までとなります。

4 仕組みについて



※この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「責任開始期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり」の「責任開始期について」をご確認ください。

※お申し込みいただくご契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書または申込画面・商品パンフレットなどに記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

※有期払いの場合、保険料払込期間満了までの払込保険料累計は、保険料払込期間の長いご契約よりも短いご契約の方が多くなる場合があります。

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21) (主契約)

お支払いする給付金		お支払理由		お支払金額	お支払限度
支払対象薬剤Ⅰ型	抗がん剤治療給付金	がん	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した がん の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき	抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
	自由診療抗がん剤治療給付金		初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した がん の治療を目的として、支払対象薬剤による薬剤治療を受けられたとき。ただし、抗がん剤治療給付金のお支払理由に該当する場合を除きます。	自由診療抗がん剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、抗がん剤治療給付金額×2倍	通算24回 (同一月に1回)
支払対象薬剤Ⅱ型	特定薬剤治療給付金	次のいずれかに該当されたとき		特定薬剤治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、特定薬剤治療給付金額	60回型は通算60回、120回型は通算120回 (同一月に1回)
		心疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 心疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		脳血管疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 脳血管疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		動脈・静脈疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 動脈・静脈疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		腎疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 腎疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		肝疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 肝疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		脾疾患	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 脾疾患 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		糖尿病	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 糖尿病 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		
		脂質異常症	初診日が責任開始期以後である疾病を原因として発病した 脂質異常症 の治療を目的として、支払対象薬剤による公的医療保険制度の療養の給付の対象となる薬剤治療を受けられたとき		

*薬剤治療とは、医師による医薬品の投与または処方(処方せんの発行を含みます。)のことをいいます。ただし、手術・処置・検査の際の血液凝固を防止することを目的とする医薬品の投与や臓器移植に伴う抗体関連拒絶反応の抑制を目的とする医薬品の投与等、発病した疾病の治療を直接の目的としない医薬品の投与または処方を除きます。

- 病院等で処方せんを発行され、薬局等で薬剤を受け取ることとなる薬剤治療の場合は、処方せんを発行された日(紛失等により処方せんが再発行される場合は、最初の処方せんの発行された日)を薬剤治療を受けられた日として取り扱います。

抗がん剤治療給付金および自由診療抗がん剤治療給付金について

- がんには上皮内がんを含みます。

支払対象薬剤について

- 支払対象薬剤は、保険契約の型、対象疾病に応じて下表のとおりです。

保険契約の型		対象疾病	支払対象薬剤	
支払対象薬剤Ⅰ型	がん	がん	抗がん剤(ホルモン剤含む)	がん細胞を破壊、または増殖を抑える薬
		心疾患	抗血栓薬	血栓を溶かしたり、血栓をできにくくする薬
		脳血管疾患		
		動脈・静脈疾患		
	特定薬剤Ⅱ型	腎疾患	免疫抑制薬	腎臓の炎症を抑え、腎疾患の進行を抑える薬
		肝疾患	抗肝炎ウイルス薬	肝炎ウイルスを取り除いたり、増殖を抑え、肝疾患の進行を抑える薬
		脾疾患	蛋白分解酵素阻害薬	脾臓の炎症を抑え、脾疾患の進行を抑える薬
		糖尿病	インスリン・GLP-1受容体作動薬	血糖値をコントロールし、糖尿病の進行を抑える薬
		脂質異常症	PCSK9阻害薬	LDLコレステロール値を低下させ、脂質異常症の進行を抑える薬

- 抗がん剤治療給付金および特定薬剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けた医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

- 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤は、薬剤治療を受けられた時点において、次の条件をすべて満たす医薬品等とします。

- ①次のいずれかに該当する医薬品のうち、所定の医薬品の定義に該当する医薬品であること
 - ・先進医療または患者申出療養による薬剤治療として使用された医薬品
 - ・欧米で承認された所定の医薬品のうち、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた医薬品
- ②世界保健機関(WHO)の解剖治療化学分類法による医薬品分類(ATC分類)中、所定の医薬品分類に該当する医薬品であること

*先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

*患者申出療養とは厚生労働大臣が定める医療技術で、当該医療技術を適切に実施できるものとして個別に認められた、施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限りします。

支払対象薬剤は、メディケア生命ホームページの「医薬品ナビ」

(<https://iyakuhin.medicarelife.com/>)をご確認ください。

「医薬品ナビ」でご確認できない場合などは、メディケア生命コールセンターにお問い合わせください。

次ページに続く

次ページに続く



ご注意

<各給付金共通>

- 処方せんを発行された場合でも、その処方せんにもとづく支払対象薬剤の支給を受けられていないときは、お支払いの対象となりません。
- お支払いは同一月に1回を限度とします。

<支払対象薬剤について>

- 自由診療抗がん剤治療給付金の支払対象薬剤について、**欧米で承認された所定の医薬品であつても、公的医療保険制度における評価療養の対象となる治験(医療機関によって定められた当該治験にかかる被保険者の負担額が「0」となる場合に限りです。)**において使用された医薬品は、**お支払いの対象となりません。**
- 心疾患、脳血管疾患および動脈・静脈疾患の支払対象薬剤について、**シクロオキシゲナーゼを阻害する医薬品およびその配合剤にはお支払いの対象外となるものがあります。**(お支払いの対象外となる薬剤の例)
 - アスピリン
 - アスピリン・ダイアルミネート
 - アスピリン・ランソプラゾール配合剤
- 糖尿病の支払対象薬剤について、**経口血糖降下薬にはお支払いの対象外となるものがあります。**(お支払いの対象外となる薬剤の例)
 - メトホルミン塩酸塩
- 脂質異常症の支払対象薬剤に経口脂質低下薬(例:プラバスタチンナトリウム)は含まれません。

*記載の内容は2025年2月現在のものです。今後、変更になる場合があります。

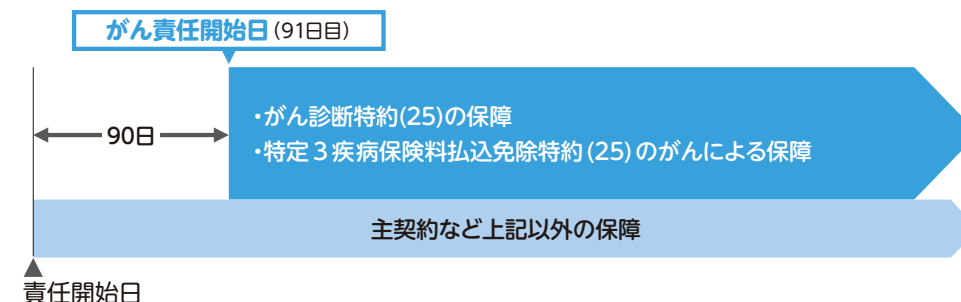
6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について



ご注意

- がん診断特約(25)の保障*および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。*
- ※がん診断特約(25)の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合、初回のがん診断給付金のお支払いはできませんが、その後も特約は継続し、がんと診断確定された日の1年後の応当日以後に2回目以後のお支払理由に該当された場合は、お支払いします。



責任開始前にがんと診断確定されていた場合について

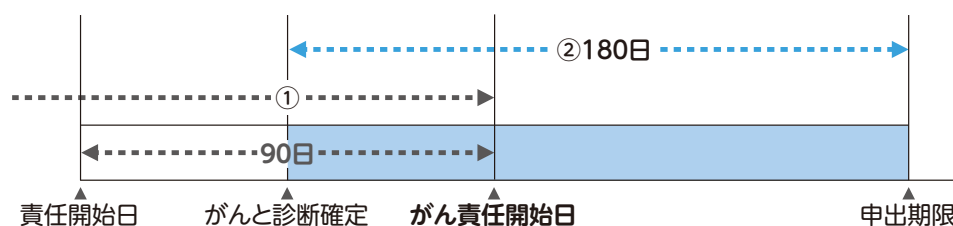


ご注意

<特定3疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合>

- がん責任開始日前(①)にがんと診断確定されていた場合で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から無効のお申出があったときは、この特約を無効とします。**なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。

*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。



<がん診断特約(25)を付加した場合>

- 責任開始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、この特約は無効となります。**

*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

特定3 疾病保険料払込免除特約(25)

特約の型に応じて、以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

特定3 疾病	特約の型	お払込免除の理由
がん	I 型・II 型	がん責任開始日以後に、初めてがんと診断確定されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した心疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I 型	①急性心筋梗塞の治療を目的とする入院を開始されたとき ②急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II 型	①心疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③心疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した脳血管疾患により、次のいずれかに該当されたとき	
	I 型	①脳卒中の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的として、20日以上継続した入院をされたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき
	II 型	①脳血管疾患の治療を目的とする入院を開始されたとき ②脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき ③脳血管疾患の治療を目的として、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表において在宅患者診療・指導料の算定対象となる在宅医療を受けられたとき

●がんには上皮内がんを含みます。

7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 特定3 疾病保険料払込免除特約(25)の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
*特定3 疾病保険料払込免除特約(25)を付加した場合の保険料のお払込免除については、45 ページをご確認ください。

8 配当金については以下のとおりです。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 主契約については、保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金はありません。
ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、特定薬剤治療給付金額と同額の解約返戻金または死亡返還金があります。
- 主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。

給付金などのお支払いについて、詳しくは
「ご契約のしおり」「約款」「給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック」をご確認ください。

特にご注意ください
いただきたい事項

注意喚起 情報

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。
したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これを**お支払いできないことがあります。**
また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意くださいいただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることを記載していますので、必ずご確認ください。
- この「注意喚起情報」のほか、「**契約概要**」「**ご契約のしおり**」「**約款**」についてもご確認ください。
- なお、主な保険用語のご説明については「**ご契約のしおり**」をご参照ください。

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について]をご参照ください。

お引受けについて

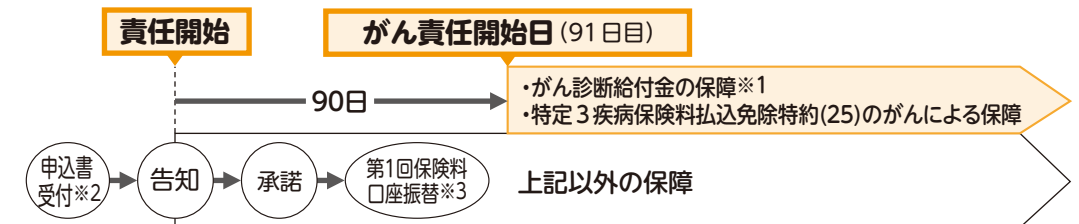
- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただきますことや、ご契約をお断りすることもあります。

3 責任開始期について

- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、お申込みを受け付けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
 - がん診断給付金の保障※1および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。※1
- ※1 がん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは**38**ページ(契約概要)[▲ご注意]をご確認ください。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



※2 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。

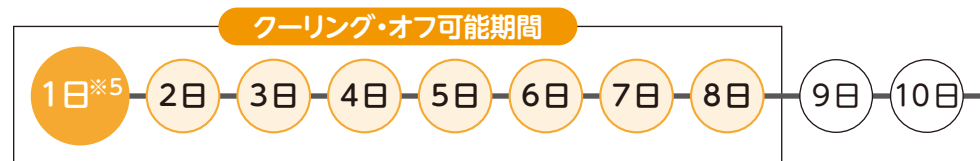
※3 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

*責任開始期に関する特約が付加されない場合については、「ご契約のしおり」の[責任開始期について]をご参照ください。

生命保険募集人について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。
- *保険契約締結の「媒介」と「代理」については「ご契約のしおり」の[生命保険募集人について]をご参照ください。

申込日^{※1}または注意喚起情報の交付日^{※2}のいずれか遅い日から、 4 その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録^{※3}により クーリング・オフ^{※4}ができます。



- ※1 申込画面への入力によるお申込みのときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
※2 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。
※3 電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、メディケア生命ホームページに専用フォームを設置しています。
※4 お申込みの撤回またはご契約の解除のことをいいます。
※5 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日。
- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを申し出ることができます。この場合、すでにお払い込みいただいた金額を返還いたします。
 - 親権者または後見人の同意が必要なご契約の場合、電磁的記録によりお申し出いただいた際には、別途親権者または後見人のご署名(自署)を書面でご提出いただく必要があります。一度のお手続きを希望される場合は、書面でお申出してください。書面には親権者または後見人の氏名(自署)もあわせてご記入ください。

お申出の方法

<書面の場合>

- 書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりクーリング・オフ可能期間(8日以内)にメディケア生命あて送付してください。この場合、以下の事項をご記入ください。

【送付先】

〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12 メディケア生命保険株式会社 契約審査部

- ①クーリング・オフする旨
- ②申込者等の氏名、フリガナ
- ③被保険者の氏名、フリガナ
- ④【親権者・後見人の同意が必要なご契約の場合】
親権者・後見人の氏名(自署)、フリガナ
- ⑤申込者等の生年月日
- ⑥申込者等の住所
- ⑦申込者等の電話番号
- ⑧保険商品名 *証券番号がおわかりになる場合は、あわせてご記入ください。
- ⑨募集代理店名(保険ショップ・銀行などの募集代理店を通じてお申し込みされた場合のみ)
- ⑩【保険料をお払込み済みの場合】
(契約者ご本人名義の口座をご記入ください。)
金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義
- ⑪クーリング・オフの理由
- ⑫申込者等ご本人さまによるご署名

<書面の記入例>

*個人情報保護のため、封書によるお申出をお願いいたします。

メディケア生命保険株式会社 御中
私は以下の申込みを撤回します。

申込者等	目出 太郎
被保険者	目出 太郎
親権者・後見人	目出 花子
生年月日	●●年●月●日
住所	〒135-0033 東京都江東区深川〇-〇-〇
電話番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名	メディフィットEX
証券番号	12345678901
募集代理店名	〇〇代理店
第1回保険料は以下の口座へ振り込んでください。	
返金先口座	●●銀行 ●●支店 普通 口座番号●●●●●●●●
口座名義	目出 太郎
■クーリング・オフの理由	
	〇年〇月〇日 目出 太郎

差し支えなければ、クーリング・オフの理由をご記入ください。
(例)・商品内容を再検討したいため。・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。・資金が必要となったため。

<電磁的記録の場合>

- クーリング・オフ可能期間(8日以内)にお申出をしてください。
なお、メディケア生命ホームページの専用フォームからのお申出の場合は、メディケア生命から受付完了メールを送付しますので、お申出後に受付完了メールが届いたことを確認してください。
- 【専用フォーム】
<https://www.medicarelife.com/contractor/cooling-off/>
この場合、専用フォームの案内に沿って必要事項を入力してください。

- ご契約の内容変更の場合には、クーリング・オフはできません。
- クーリング・オフと行き違いに保険証券が到着した場合は、メディケア生命コールセンターにご連絡ください。

【ご連絡先】 メディケア生命コールセンター

0120-315056

5 給付金などのお支払理由が発生しても、 お支払いできない場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などをお支払いできない場合について]をご参照ください。

給付金などをお支払いできない場合の例

- 責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いすることがあります。
*がん責任開始日前にがんと診断確定された場合は38ページ(契約概要)「**▲**ご注意」をご確認ください。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、主契約または特約が告知義務違反により解除となった場合(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき、他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約の締結について詐欺によりご契約が取り消された場合や給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効となった場合(なお、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。)
- 給付金などの免責事由に該当した場合(例:ご契約者または被保険者などの故意または重大な過失によるときなど)

6 第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【保険料について】をご参照ください。

第1回保険料猶予期間満了による無効について

- 第1回保険料については、第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。また、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。
- このお取扱いによりご契約が無効となった場合、無効となったご契約のご契約者が再度メディケア生命の保険契約をお申し込みされる際には、責任開始期に関する特約は付加できません。

*第1回保険料の払込期間は責任開始日から、その日の属する月の翌々月末日までとなります。第1回保険料の猶予期間は第1回保険料の払込期間満了の日の属する月の翌月初日から末日までとなります。

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、
ご契約が失効します。

7 万一失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の失効を取り消すことや復活を請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の【保険料について】をご参照ください。

失効・失効取消・復活について

- 保険料払込期中にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日(失効日)から効力がなくなります(失効)。失効中にお支払理由が発生しても給付金などはお支払いしません。(失効が取り消された場合を除きます。)
- 万一ご契約が失効した場合でも、失効取消期間中(失効日から猶予期間満了の日の属する月の翌々月末日まで)であれば、延滞した保険料をお払い込みいただくことで失効日にさかのぼって失効を取り消し、ご契約を有効な状態に戻すことができます(失効取消)。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、健康状態などについての告知は不要です。
- 万一ご契約が失効し、失効取消期間が経過した場合でも、失効後1年以内であれば、ご契約の復活をご請求いただけます。(すでにご契約の解約を請求されている場合を除きます。)
この場合、告知と合わせて、延滞した保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活をお断りすることがあります。
- ご契約の復活をメディケア生命が承諾した場合には、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。(がん診断給付金の保障※および特定3疾病保険料払込免除特約(25)のがんによる保障については、告知と延滞した保険料のお払込みがともに完了した日から、その日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。※)

※がん診断給付金の保障について、責任開始期以後がん責任開始日前にがんと診断確定された場合のお取扱いは38ページ(契約概要)「▲ご注意」をご確認ください。

8 解約返戻金について

- 主契約は、保険料払込期間中の解約返戻金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約されたときは、主契約の特定薬剤治療給付金額と同額の解約返戻金があります。
- 特約は、保険期間を通じて解約返戻金がありません。

9 死亡保険金について

- 主契約は、保険料払込期間中の死亡保険金がありません。ただし、主契約の保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡されたときは、主契約の特定薬剤治療給付金額と同額の死亡返還金があります。
- 円滑なご請求のためにも、ご契約者から死亡返還金受取人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

10 生命保険会社が経営破綻した場合などには、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

詳しくは「ご契約のしおり」の【生命保険契約者保護機構について】をご参照ください。

削減される場合について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- メディケア生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。
「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件が変更される可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

生命保険 契約者 保護機構	TEL 03-3286-2820
	受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く):午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

11 現在ご加入のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みを検討されている方は、ご契約者にとって不利益となる点をご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[健康状態・職業などの告知について][その他の諸手続きについて]をご参照ください。

不利益となる点について

<現在ご加入の保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約のお取扱いにかかわらず、解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、減額されたご契約は元に戻せないことがあります。
- 現在ご加入の保険によって異なりますが、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 特にご契約後短期間で解約されますと、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利などを失う場合があります。
- 現在のご契約については、一般的に特約の中途付加・追加契約などの方法により保障内容を見直すことができる場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによっては**お断りすることがあります。**
- 一般のご契約と同様に告知義務があるため、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知がされなかったために新たなご契約が**解除または取消しとなることもあります。**
- 現在ご加入の保険契約のままであればお支払いできる場合であっても、責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期前に現在のご契約を解約された場合、保障のない期間が発生してしまう場合があります。
- 新たなご契約の責任開始日から一定期間、保険金・給付金などのお受取りができない場合があります。
- 保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などは、現在のご契約と新たなご契約とでは異なる場合があります。例えば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、保険料が高くなる場合があります。
*予定利率については、「ご契約のしおり」の[主な保険用語のご説明]をご参照ください。

12 メディケア生命の組織形態について

メディケア生命の組織形態について

- 保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、メディケア生命は「株式会社」です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

13 ご請求手続きに際しては、給付金などをもらなく、ご請求いただくために、複数の給付金などのお支払理由に該当しないかご確認ください。

詳しくは「ご契約のしおり」の[給付金などのご請求手続きについて]、[給付金・保険金などのお手続き・お支払いガイドブック]の[給付金・保険金などをもらなくご請求いただくための確認について]をご参照ください。

ご請求されるときには

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などをお支払いしますので、お支払理由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。
- 給付金などのお支払理由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、**複数の給付金などのお支払理由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。**お支払理由に該当していると思われる場合は、被保険者の傷病名・障害状態などをご確認のうえメディケア生命コールセンターにお問い合わせください。
- 給付金などのお支払いの可否については、メディケア生命が決定させていただきます。



ご注意

- 被保険者が複数のご契約に加入されている場合がありますので、それぞれのご契約についてご確認ください。
- メディケア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所などの連絡先を変更された場合は必ずご連絡ください。
- 契約内容の変更を行った場合、保険証券への表示を省略することがあります。この場合、代わりに変更後の内容を記載した書面を送付いたします。

14 被保険者が給付金などをご請求できない場合、被保険者に代わって、指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

詳しくは「ご契約のしおり」の[代理請求制度について]をご参照ください。

指定代理請求人の条件について

- 指定代理請求人は給付金などの請求時において、次のいずれかの範囲内であることが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、兄弟姉妹、甥姪
 - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 など

円滑なご請求のために

- 給付金などの円滑なご請求のためにも、ご契約者から指定代理請求人に、事前にご契約内容などについてご説明ください。

15 その他お申込みにあたって ご確認ください事項について

ご記入またはご入力について

- 申込書または申込画面、告知書または告知画面は、必ずご契約者および被保険者ご自身でご記入またはご入力ください。
- ご記入またはご入力後は、内容を十分お確かめのうえ、ご自身で署名等してください。

領収証について

- 第1回保険料充当金をお払い込みいただく際に、領収証は発行いたしません。
- 振込控などはご契約成立後にメディケア生命から送付する保険証券が到着するまで大切に保管してください。

減額について

- 主契約の抗がん剤治療給付金額・特定薬剤治療給付金額を減額される場合は、減額前後で抗がん剤治療給付金額と特定薬剤治療給付金額の割合は変わりません。

特約の中途付加について

- 特約の中途付加のお取扱いはありません。

16 お申込内容などの確認に お伺いすることがあります。

確認について

- メディケア生命の確認担当社員またはメディケア生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後、または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- ご契約の際(お申込み時など)に、運転免許証や健康保険証などで、ご本人であることを確認させていただきます。

17 生命保険契約に関するさまざまなご相談・ご照会・ 苦情については、メディケア生命コールセンターおよび 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」で 受け付けています。

- メディケア生命の生命保険契約に関してご相談や苦情等がございましたら、以下のメディケア生命コールセンターまでご連絡ください。

メディケア生命コールセンター

 **0120-315056**

生命保険相談所について

- 「一般社団法人生命保険協会」は、保険業法にもとづき「生命保険業務に関する紛争解決業務を行う者」の指定を受けた紛争解決(ADR)機関です。メディケア生命は、生命保険協会との間で紛争解決など業務に関する生命保険会社の義務などを定めた契約を締結しております。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受け付けています。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受け付けています。
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- ご利用にあたっては所定の手続きが必要となります。詳細につきましては、下記の協会ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

18 この商品は預金ではありません。

この商品について

- この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません。(預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象ではありません。)

19 税務のお取り扱いについて

*税務のお取扱いは、2025年2月現在のものです。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
*個別の税務のお取り扱い等については、所轄の税務署または税理士などにご確認ください。

生命保険料控除について

- 生命保険料控除の種類には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
- お払込みになる保険料は「**介護医療保険料控除**」の対象となります。

給付金などの税法上のお取り扱いについて

死亡返還金のお取り扱い

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡返還金受取人の関係によって、次のとおり死亡返還金に対する税金が異なります。

契約形態	契約例			税法上のお取り扱い
	ご契約者	被保険者	死亡返還金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と死亡返還金受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)・住民税
ご契約者・被保険者・死亡返還金受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

- 死亡返還金受取人は、被保険者が死亡された後は変更できません。
- 一般的に、贈与税は、相続税に比べ税率が高くなります。

非課税扱いの特典について

- 被保険者が受け取られる次の給付金は、全額非課税となります。

●抗がん剤治療給付金	●先進医療・患者申出療養給付金	●先進医療一時給付金
●自由診療抗がん剤治療給付金	●先進医療・患者申出療養一時給付金	●がん自由診療給付金
●特定薬剤治療給付金	●先進医療給付金	●がん診断給付金

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

メディケア生命では、お客さまの利便性向上のため、冊子版「ご契約のしおり・約款」の受領にかえ、メディケア生命ホームページからWeb版「ご契約のしおり・約款」を閲覧する方法をお勧めしております。

Web版「ご契約のしおり・約款」の特長

保管不要 冊子のように保管する必要がなく、紛失の心配もありません。	どこでも閲覧 インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。	簡単に検索 読みやすいサイズに文字を拡大したり、読みたい箇所を検索したりできます。
---	--	---

Web版「ご契約のしおり・約款」の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法でWeb版「ご契約のしおり・約款」掲載ページにアクセスしてください。

- ① スマートフォン等でQRコードを読み取るか、以下のURLを入力してください。



*QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

- ② メディケア生命ホームページ(<https://www.medicarelife.com/>)にアクセスし、トップページの「ご契約のしおり・約款」をクリックしてください。

STEP 2

- **ご契約前にご覧いただく場合**
「ご加入を検討中の方」から、該当する「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- **ご契約後にご覧いただく場合**
「ご契約者の方」から「ご加入中のご契約(検索コードから探す)」をクリックし、生命保険証券等に記載されている「検索コード」をご確認のうえ入力し、検索してください。
生命保険証券等に記載されているQRコードから直接アクセスいただくこともできます。

- お申込みの際に冊子版「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、募集代理店またはメディケア生命にお申し出ください。
- ご契約後に冊子版「ご契約のしおり・約款」を希望される場合は、メディケア生命までお問い合わせください。